

高齢期における年金制度

1. 在職老齢年金制度
2. 基礎年金の拠出期間延長
3. マクロ経済スライドの調整期間の一致
4. 年金生活者支援給付金

在職老齢年金制度の概要

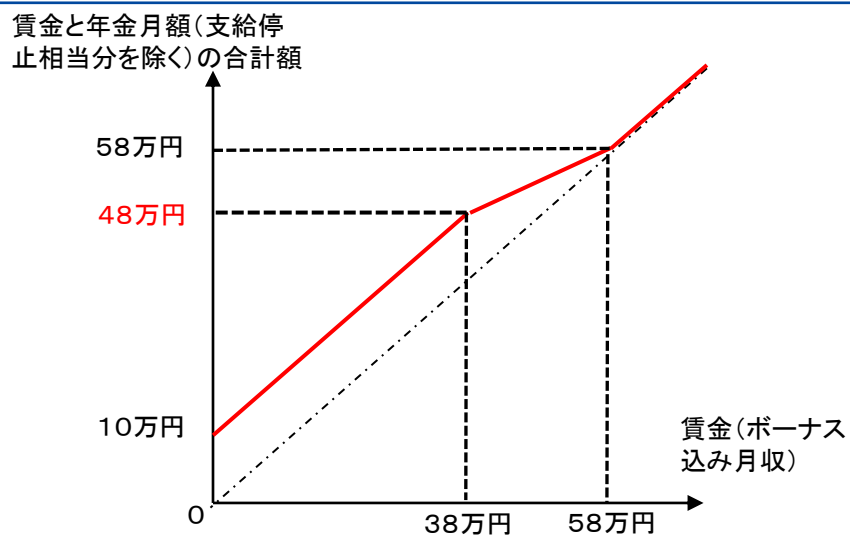
- 厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。

賃金 + 老齢厚生年金 > 48万円 (令和5年度)

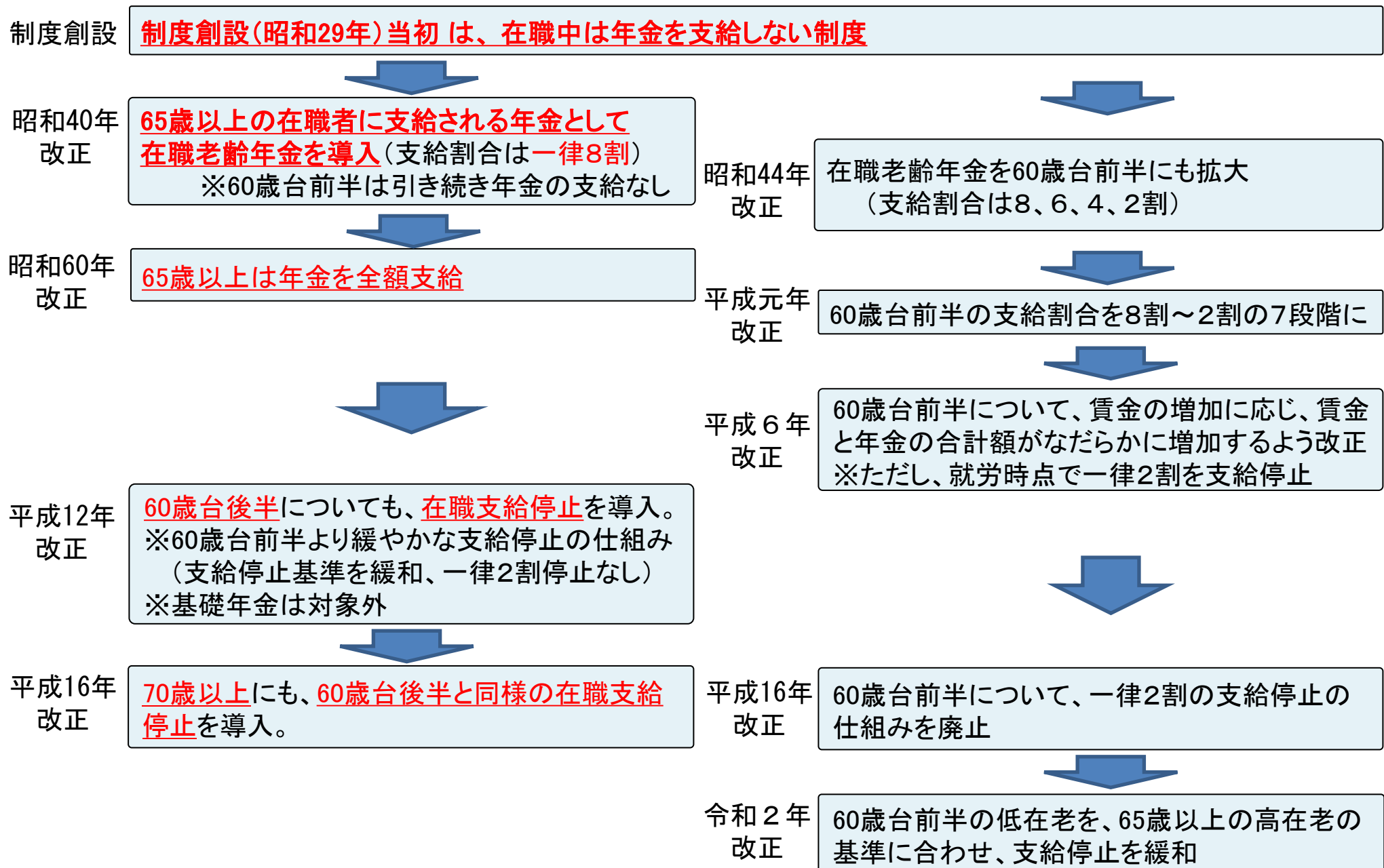
➡ 賃金上昇額の1/2相当の厚生年金保険給付を支給停止

- ・ これに加えて、70歳未満の方は厚生年金保険料を負担。
- ・ 70歳以降は厚生年金被保険者とならないため保険料負担はなし。
- ・ 「48万円」は、現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。

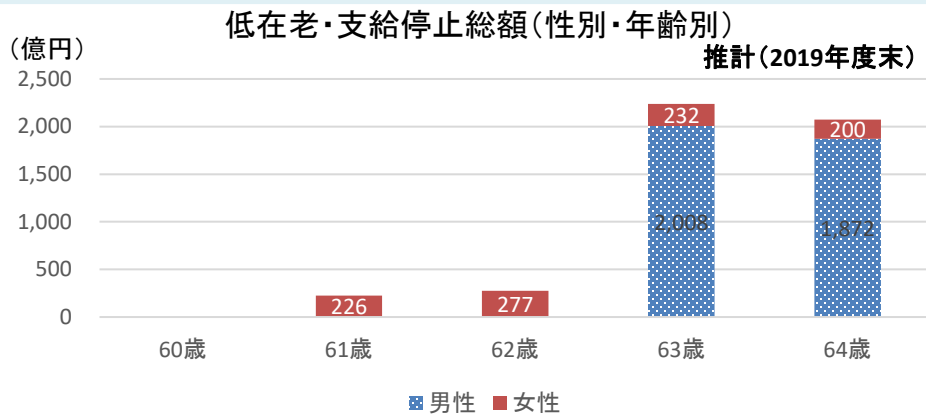
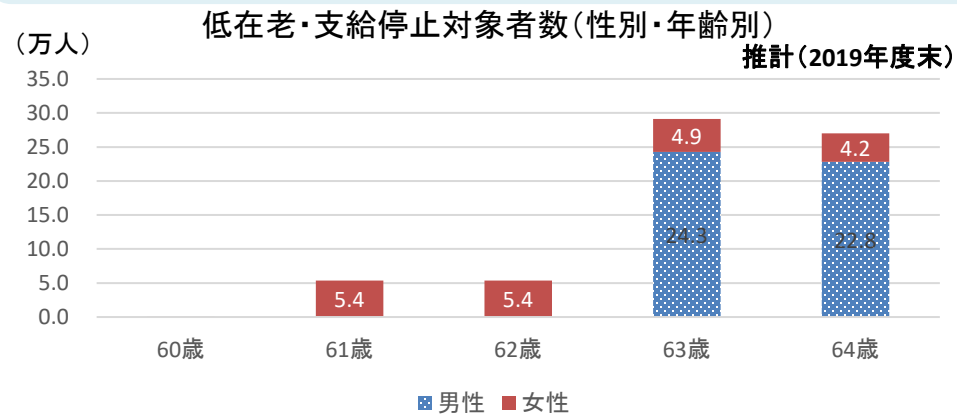
支給額のイメージ (令和5年度・老齢厚生年金が月額10万円の場)



在職老齢年金制度の導入と見直しの経緯



- 60歳台前半の在職老齢年金制度(低在老)は支給開始年齢引上げまでの間(男性は2025年度まで、女性は2030年度まで)特別に支給している年金給付が対象であり、制度は2030年度に終了する。
- また、支給停止の規模は、支給開始年齢の段階的な引上げに伴い小さくなっていく。



※ ただし、在職支給停止者数には第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。
※ 繰上げ受給者に対する支給停止は対象が少ないため、含んでいない。

※ 繰上げ受給者に対する支給停止は対象が少ないため、含んでいない。

2019年度末推計の性別・年齢別支給停止対象者数及び支給停止総額を支給開始年齢引き上げスケジュールに機械的に当てはめた場合

		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
男性	人数(万人)	47.1	47.1	47.1	22.8	22.8	22.8	-	-	-	-	-	-
	総額(億円)	3,880	3,880	3,880	1,872	1,872	1,872	-	-	-	-	-	-
	支給開始年齢	63歳	63歳	63歳	64歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳	65歳
女性	人数(万人)	19.9	19.9	14.5	14.5	14.5	9.1	9.1	9.1	4.2	4.2	4.2	-
	総額(億円)	935	935	709	709	709	432	432	432	200	200	200	-
	支給開始年齢	61歳	61歳	62歳	62歳	62歳	63歳	63歳	63歳	64歳	64歳	64歳	65歳
男女計	総額	約 4,800 億円	約 4,800 億円	約 4,600 億円	約 2,600 億円	約 2,600 億円	約 2,300 億円	約 400 億円	約 400 億円	約 200 億円	約 200 億円	約 200 億円	-

令和2年年金制度改正法における在職老齢年金制度の見直し

【見直し内容】(令和4(2022)年4月施行)

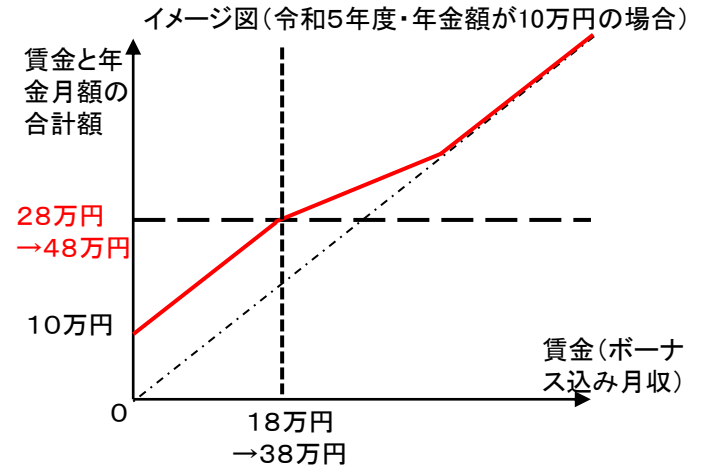
60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)※1について、

- ・ 就労に与える影響が一定程度確認されている
- ・ 2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援する
- ・ 制度を分かりやすくする

といった観点から、支給停止の基準額を**28万円**から、**現行の65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)と同じ「47万円※2」**に引き上げる。

※1 60歳代前半に支給される特別支給の老齢厚生年金は、男性は2025年度まで女性に2030年度までの経過制度であるため、見直しによる長期的な財政影響は極めて軽微。

※2 名目賃金変動率に従い改定される。令和5年度は48万円となっている。



【60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)】(基準額及び対象者数・額は令和元(2019)年度末推計における令和4(2022)年度末のもの) ※対象者数には第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、対象額には含まれている。

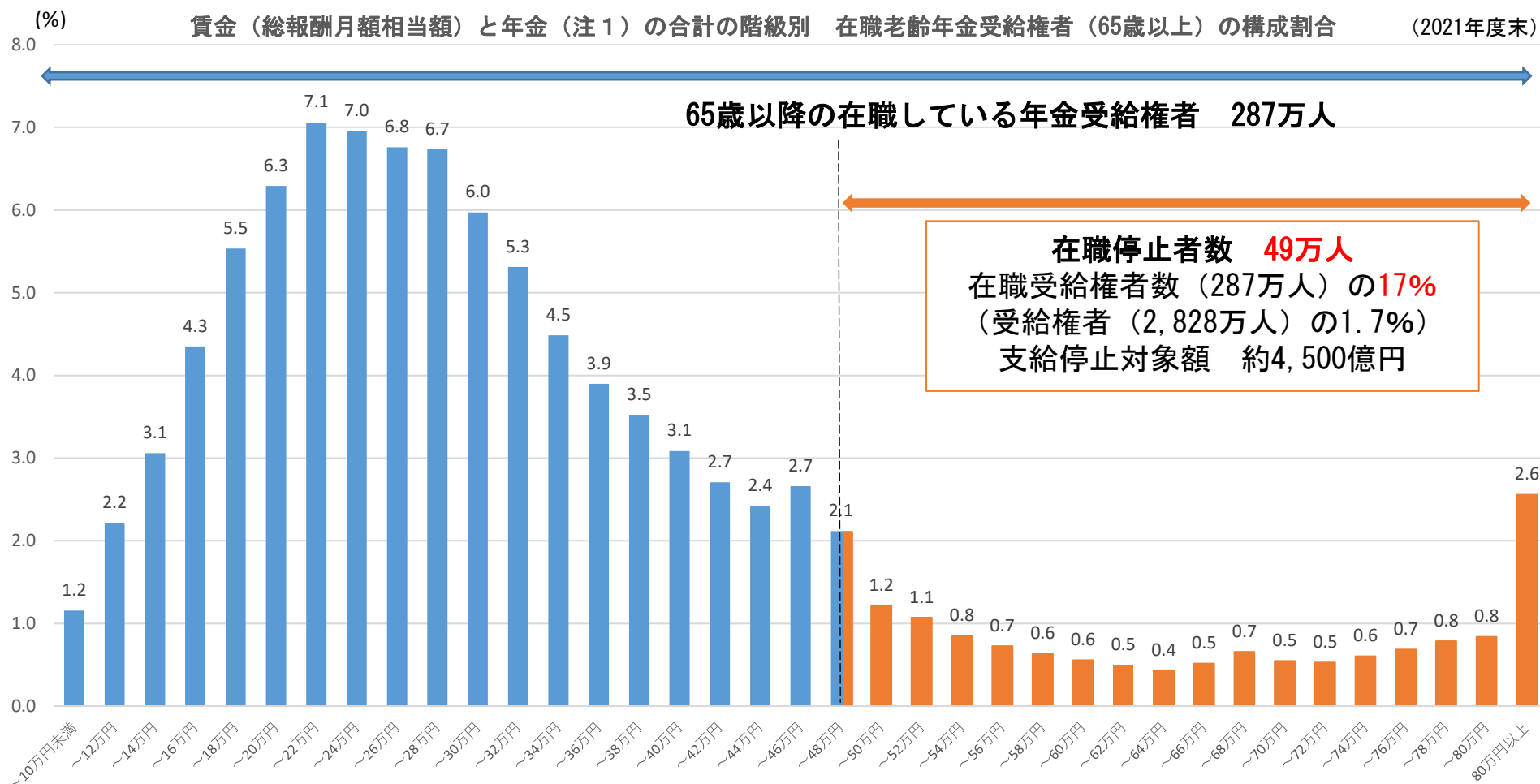
	見直し内容・考え方	支給停止対象者数	うち全額支給停止の対象者数	支給停止対象額
改正前	基準額は28万円 ・ 夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定。 2000年改正当時のモデル年金額に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。	約37万人 (在職受給権者の51%)	約16万人 (約22%)	約2,600億円
改正後	基準額を47万円に引上げ ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。(高在老と同じ)	約11万人 (在職受給権者の15%)	約5万人 (約7%)	約1,000億円

【65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)】(基準額及び対象者数・額は平成30(2018)年度末のもの) ※対象者数には第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、対象額には含まれている。

	考え方	支給停止対象者数	うち全額支給停止の対象者数	支給停止対象額
現行	基準額は47万円 ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。 1998年度末の現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含まない)に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。 (法律上は2004年度価格で「48万円」。)	約41万人 (在職受給権者の17%)	約20万人 (約8%)	約4,100億円

65歳以上の在職老齢年金制度の状況

- 65歳以上の在職している年金受給権者の**17%**が支給停止の対象となっている。
- ※ 65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）の基準額は47万円（令和5（2023）年度は48万円）。



注1 支給停止は共済組合等が支給する年金額も含んで判定するが、上記分布の年金額には日本年金機構が支給する分であり共済組合等が支給する分は含んでいないため、基準額（47万円）（※2021年度の基準額）未満であっても支給停止されている者がいることに留意が必要。

注2 受給権者数及び在職停止者数は、第1号厚生年金被保険者期間を持つ者が対象であり、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止対象額には含まれている。
 （資料）年金局調べ

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」 (令和元年12月27日) (抄)

II 今般の年金制度改革 (P. 6 ~)

2 高齢期の就労と年金受給の在り方 (P. 10 ~ 12)

- 社会保険方式をとる公的年金制度は、保険料を拠出された方に対し、それに見合う給付を行うことが原則である中、就労し、一定以上の賃金を得ている厚生年金受給者に対し、年金支給を一部停止する在職老齢年金制度は、例外的な仕組みである。
高齢期の就労が多様化する中で、現役期の働き方に近い形で就労する高齢者が増加し、政府としても繰下げ受給を選択しやすくする取組を進める中、今後さらに高齢期の就労が進んでいくことが見込まれることや、一方で雇用環境の変化や個々人の高齢期への準備には多くの時間を要するものであることも踏まえると、変化する高齢者の雇用環境に併せて今から在職老齢年金制度の見直しを図ることは、将来の変化を展望した制度的な対応として意義を持つものである。
こうした観点から、本部会では、現在の65歳以上の者に対する在職老齢年金制度(高在老)の在り方を見直すべきとの意見も多かった。また、厚生年金は所得再分配機能が組み込まれた制度であるとの意見もあった。
- 他方で、在職老齢年金制度の撤廃又は基準額の緩和は、見直しによる就労の変化を見込まない場合、将来世代の所得代替率を低下させることが2019(令和元)年財政検証オプション試算の結果でも確認されている。
また、現在の高在老の適用基準(47万円)の対象者が、年金と賃金を合計すれば同世代あるいは現役世代と比較しても比較的フロー所得に余裕があることからすると、在職老齢年金制度の単純な見直しは、高所得の高齢者を優遇するものであるとの指摘もある。
- このように、在職老齢年金制度の見直しについての意見は分かれた一方で、この問題を考える際に在職老齢年金制度だけで考えるのではなく、他の要素を総合的に考慮して判断すべきとの立場からの意見も多かった。
例えば、所得代替率への影響は、在職老齢年金制度によるもの(撤廃の場合は0.4ポイント、基準額62万円への引上げの場合は0.2ポイント(ケースⅢの場合))のみではなく、財政検証の際にオプション試算で示されたAとBを全て実施した場合の所得代替率引上げ効果(約7~12ポイント)のように、年金制度改革全体で見えていくべきとの意見があった。
また、在職老齢年金制度による支給停止の対象は、厚生年金の適用事業所で働く被保険者及び70歳以上の者の賃金であり、自営業や、請負契約、顧問契約で働く収入や不動産収入を有する者等は対象にならないといった、就業形態の違いによる公平性の問題も存在し、この問題は年金制度だけで考える限りは解決できないという指摘もあった。
- (略・在職定時改定関係)
- 政府・与党内での議論・調整において、高齢期の就労と年金をめぐる調整については、年金制度だけで考えるのではなく、税制での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、今後とも検討していくべき課題であるとされた。(略・在職定時改定関係)
- 60~64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度(低在老)については、就労に与える影響が一定程度確認されているという観点、60歳台前半の就労、特に2030(令和12)年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援するという観点から、見直すことが適切である。
また、高在老と低在老の基準額が異なる現行制度では、同じ60歳台前半であっても、65歳からの本来支給の老齢厚生年金を繰上げ受給した場合には高在老の基準が適用される(支給開始年齢が65歳に引き上がる世代である1961(昭和36)年4月2日以降生まれの男性が60歳になる2021(令和3)年度以降に生じる)一方、特別支給の老齢厚生年金を受給している場合には低在老の基準が適用され、60歳台前半の老齢厚生年金に適用される在職老齢年金制度の基準が混在することとなる。低在老の見直しについては、高在老と同じ基準とすることで、制度をわかりやすくするという利点もあることから、現行の28万円から高在老と同じ47万円の基準に合わせるべきである。
低在老の見直しについては、特定の世代にしか効果が及ばないとの批判もあるが、60歳台前半の年金制度が賃金水準に一定の影響を与えているという実態があるという指摘があり、低在老の見直しによって、60歳台前半の年金制度をなるべく早期に、就労に対して中立的となるようにすることは、支給開始年齢が65歳に引き上がる将来世代にとっても意義があると考えられる。

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性 (P.14～)

2 高齢期の就労と年金受給の在り方 (P.16)

- 先に述べたように、在職老齢年金制度は拠出制年金における例外的な仕組みであり、同じような所得を得る者間での公平性の問題、賃金増加分の半分に相当する年金が停止されるという比較的厳しい制度であるという制度の性質、また、繰下げ受給をしても在職支給停止相当分は増額対象とならないことを考えると、今回は改正しない高在老を含めた高齢期の年金と就労の在り方については、引き続き検討を進めていく必要がある。

今後、生産年齢人口の減少が加速化する中で高齢期の就労の重要性が増し、高齢期の就業が多様化する中、フルタイムなど現役期の働き方に近い形で就労する高齢者も増加していけば、現行の制度のままでは、高齢期にも現役平均程度で就労を続ける者にとって、年金水準の充実の効果が得にくいこととなる。

今後、マクロ経済スライドの調整により、将来世代の所得代替率が長期的に調整されていくことも踏まえれば、就労の長期化を年金制度に反映することにより、長期化する老後生活の経済基盤の充実が図られるよう、今後の高齢期の就労の変化を念頭に、高齢期の就労と年金の在り方について検討を進めていくことが求められる。

- また、高齢者が個々人の生活スタイルに合わせて、年金受給開始時期を柔軟に選択できるようになることは、高齢者の働き方の多様化が進む中で非常に意義が大きい。高齢者雇用においては、より多様な形での就業機会の確保が進められる中、就労と年金の組合せの選択がより多様で柔軟にできるよう、引き続き検討を続けるべきである。

オプションB-② 65歳以上の在職老齢年金(高在老)を見直した場合

○ 現行制度(基礎年金の加入期間40年)を基礎として、高在老を緩和・撤廃した場合

・試算の便宜上、2026年度より見直しをした場合として試算。また、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。

※ 厚生年金の給付の増加により報酬比例の所得代替率が低下。(基礎年金への影響はない。)

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

高在老による支給停止額(注)

	現行制度 【財政検証結果】
ケースⅠ	<p>51.9% (2046)</p> <p>比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046)</p> <p>2030年度: 3,600億円 2040年度: 4,400億円 2060年度: 3,000億円</p>
ケースⅢ	<p>50.8% (2047)</p> <p>比例: 24.6% (2025) 基礎: 26.2% (2047)</p> <p>2030年度: 3,500億円 2040年度: 4,200億円 2060年度: 2,900億円</p>
ケースⅤ	<p>44.5% (2058)</p> <p>比例: 22.6% (2032) 基礎: 21.9% (2058)</p> <p>2030年度: 3,200億円 2040年度: 3,200億円 2060年度: 2,200億円</p>

給付水準調整の終了年度

65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合

(1) 給付調整の基準額の引上げ	(2) 高在老の撤廃
<p>2019年度: 47万→62万に相当</p> <p>51.8% (2046) ▲0.2%</p> <p>比例: 25.1% (2022) 基礎: 26.7% (2046)</p> <p>2030年度: 1,700億円 2040年度: 2,100億円 2060年度: 1,400億円</p>	<p>51.6% (2046) ▲0.3%</p> <p>比例: 24.9% (2023) 基礎: 26.7% (2046)</p> <p>—</p>
<p>50.6% (2047) ▲0.2%</p> <p>比例: 24.4% (2025) 基礎: 26.2% (2047)</p> <p>2030年度: 1,700億円 2040年度: 2,000億円 2060年度: 1,400億円</p>	<p>50.4% (2047) ▲0.4%</p> <p>比例: 24.2% (2026) 基礎: 26.2% (2047)</p> <p>—</p>
<p>44.3% (2058) ▲0.2%</p> <p>比例: 22.4% (2032) 基礎: 21.9% (2058)</p> <p>2030年度: 1,500億円 2040年度: 1,500億円 2060年度: 1,000億円</p>	<p>44.2% (2058) ▲0.4%</p> <p>比例: 22.2% (2033) 基礎: 21.9% (2058)</p> <p>—</p>

現行制度と所得代替率の差

注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 支給停止額は、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算した金額。

○山田篤裕(2019)「高齢者の就業行動:『60代の雇用・生活調査(2014年)』に基づく分析」(社会政策学会 2019年度春季大会報告) (「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査」(平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金))

- 使用データ: 労働政策研究・研修機構「60代の雇用・生活調査」(2014年)

分析対象者: 55歳当時民間企業の雇用者であった60～69歳の男女

※「老齢厚生年金の受給資格」について「なし」あるいは「欠損」となっており、かつ厚生年金を実際に受給している場合、「老齢厚生年金の受給資格」を「あり」に補正。ただし、このルールでは、障害・遺族厚生年金の受給者を「老齢厚生年金の受給資格あり」に含むことになり推計結果が歪む可能性があるため、補正しない変数を用いた推計も行われた。

- 分析内容: ①60～61歳、②62～64歳、③65～69歳の3年齢階級、男女別に、在職老齢年金制度及び定年退職時の賃金低下による就業抑制効果を分析(労働供給関数の推定)。(5%有意水準)

※①・②の年齢階級について、男女それぞれの報酬比例部分・定額部分の支給開始年齢は以下のとおり。

- ①60～61歳(1953、1954年度生まれ): 男性の報酬比例部分61歳、定額部分65歳、女性の報酬比例部分60歳、定額部分64歳
- ②62～64歳(1950～1952年度生まれ): 男性の報酬比例部分60歳、定額部分65歳、女性の報酬比例部分60歳、定額部分63歳

- 主な結論:

労働供給関数の推定(「老齢厚生年金の受給資格」変数を補正した場合)

<在職老齢年金制度による就業抑制効果>

・男性では、**62～64歳では-10%ほど就業率を押し下げる効果を確認できるが、60～61歳と65～69歳では就業抑制効果を確認できない。**

・女性では、**60～61歳では-20%ほど就業率を押し下げる効果を確認できる。**

・なお、「老齢厚生年金の受給資格」を補正しない場合、男女・3年齢階級ともに、就業抑制効果を確認できない。

	男性			女性		
	60～61歳	62～64歳	65～69歳	60～61歳	62～64歳	65～69歳
在職老齢年金制度による就業抑制効果	-0.063 [0.051]	-0.108** [0.041]	0.034 [0.067]	-0.225* [0.101]	-0.108‡ [0.056]	-0.001 [0.073]
定年退職時の賃金低下1%による就業抑制効果	-0.005*** [0.001]	-0.005*** [0.001]	-0.004*** [0.001]	-0.008‡ [0.005]	-0.009*** [0.002]	-0.002 [0.002]

(注1)「配偶状況」、「健康」、「学歴」、「定年退職経験」、「早期退職優遇経験措置経験」、「55歳当時の企業規模」等がその他の説明変数として加えられている。

(注2) 数値は平均限界効果、[]内は標準誤差。***、**、*、‡は0.1、1、5、10%で統計的に有意であることを示す。

<定年退職時の賃金低下による就業抑制効果>

・男性では、3年齢階級とも1%の賃金低下は-0.4～-0.5%就業率を低下させる。**男性は平均で-20%の賃金低下を経験することを踏まえると、62～64歳について-10%程度就業抑制効果となり、在職老齢年金制度による効果に匹敵。**

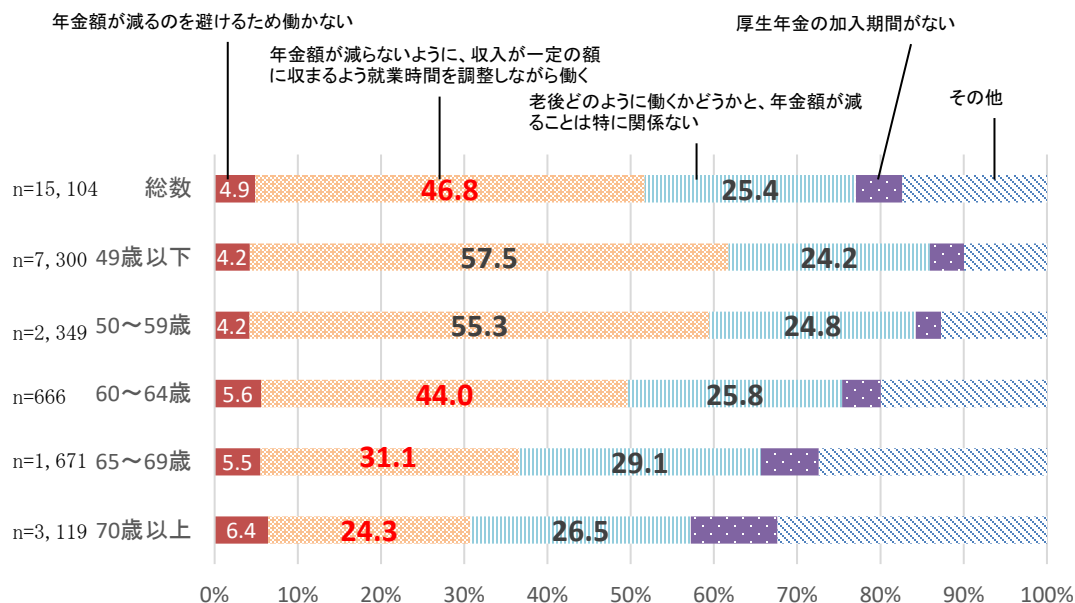
・女性では、62～64歳で、1%の賃金低下は-0.9%就業率を低下させる。**女性は平均-7%の賃金低下を経験することを踏まえると、-6%程度の就業抑制効果となるが、在職老齢年金制度の効果(-11% (※10%有意水準))と比較すると小さい。**

⇒ 男性では60代を通じて定年退職時の賃金低下による就業抑制効果が大きい**が、今後、合理的理由によらない賃金低下の是正が進めば在職老齢年金制度の効果が現れる可能性もあるので、引き続きモニターする必要がある。**

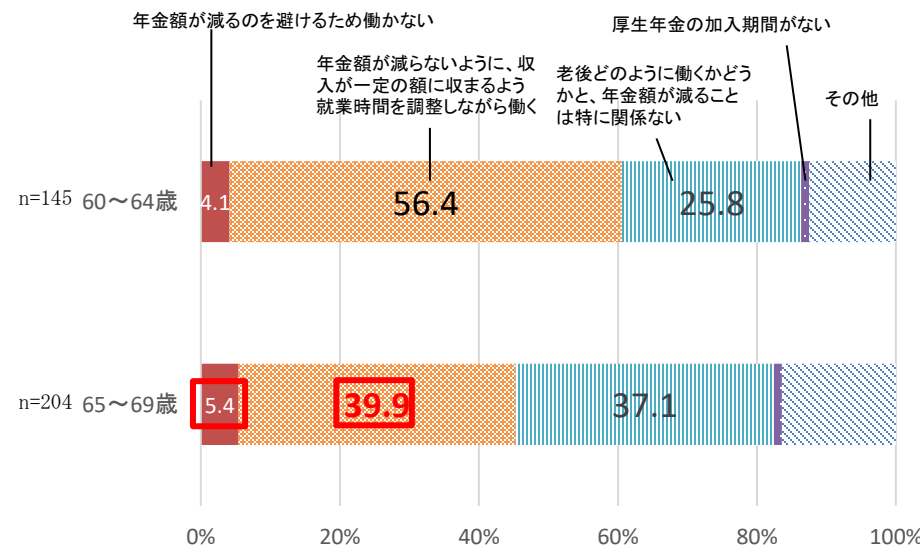
在職老齢年金制度と就労についての意識(年金制度に関する総合調査)

- 厚生年金を受け取る年齢になった時、どのように働きたいと思うかについての回答を、年齢階級別で見ると、年齢が高くなるほど「年金額が減らないように、収入が一定の額に収まるよう就業時間を調整しながら働く」の割合が低くなる傾向がみられる。
- 60代前半・後半の第2号被保険者のみを見ると、「年金額が減るのを避けるため働かない」、または、「年金額が減らないように、収入が一定の額に収まるよう就業時間を調整しながら働く」と回答した者の割合は、60代前半の方が高いものの、60代後半でも45.3%を占め、「老後どのように働くかどうかと、年金額が減ることは特に関係ない」と回答した者の割合(37.1%)よりも高い。

年齢階級別 在職老齢年金制度と就労についての意識



60歳台の第2号被保険者 在職老齢年金制度と就労についての意識



(資料) 厚生労働省年金局「年金制度に関する総合調査」(2019年)

※「年金制度に関する総合調査」(2019年)の概要

1. 調査の目的：本調査は、年金受給者および被保険者の就業状況や収入などの生活実態と、年金制度に関する意識を総合的に把握することにより、制度改正のための基礎資料を得ることを目的とする。
2. 調査対象者及び調査客体：平成30年12月定期支払いの支払額情報にある国民年金および厚生年金の老齢年金受給者、平成30年11月20日時点における国民年金および厚生年金の被保険者を調査の対象とし、調査対象から無作為に抽出した26,600人を調査の客体としている。
3. 調査時点及び調査期間：調査時点：平成31年2月28日、調査期間：平成31年3月1日～29日
4. 調査方法：調査客体として選ばれた老齢年金受給者および被保険者に調査票を郵送で送付し、郵送で回収した。
5. 有効回答率：59.8%

諸外国における年金受給中に在職している場合の年金給付の取扱い

- 諸外国(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス)には、特に支給開始年齢(※)以降は、収入額によって年金給付額を減額する仕組みが存在しない。(支給開始年齢前は、一部の国において年収によって年金給付額を減額する仕組みが存在。)

(※)この資料で「支給開始年齢」とは、給付算定式で得られた額を増減額なく受給できる年齢をいう。

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本	
年金受給中に在職している場合の老齢年金の取扱い	支給開始年齢前 (繰上げ支給時) ※括弧内の年齢は、繰上げ支給が可能な年齢から支給開始年齢までの年齢	(62～66歳) 【支給開始年齢(66歳)に達する年の前年まで】 年収21,240ドル(約299万円)を超える部分について就労収入2ドルにつき1ドルが減額。 【支給開始年齢(66歳)に達する年のうち同年齢に達する月の前月まで】 年収56,520ドル(約797万円)を超える部分について就労収入3ドルにつき1ドルが減額。	※繰上げ支給制度なし	(63～66歳) 在職していても年金額は減額されない。 ※2023年1月以前は年収が46,060ユーロ(約723万円)を超えた場合、年金額は超過分の40%停止。	62歳3か月で最高給付率(※1) ※繰上げ支給制度なし	62歳3か月で最高給付率(※1)未滿 (62歳3か月～67歳) 下記の計算式に基づき減額。 (減額後の)年金額＝ (本来の)年金額－ { (本来の)年金額＋賃金－ 引退(年金支給開始)直前3か月の平均賃金(※) } (※)最低賃金(SMIC)の1.6倍の額の方が高い場合はその額	(60～65歳) ・老齢基礎年金 在職していても年金額は減額されない。 ・老齢厚生年金 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が48万円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額(報酬比例部分)1を停止
	支給開始年齢以降	(66歳以降) 在職していても年金額は減額されない。 (注)2027年までに67歳に引上げ予定	(66歳以降) 在職していても年金額は減額されない。 (注)2028年までに67歳に引上げ予定 (注)2046年までに68歳に引上げ予定	(66歳以降) 在職していても年金額は減額されない。 (注)2031年までに67歳に引上げ予定	(62歳3か月以降) 在職していても年金額は減額されない。 (注)2030年までに64歳に引上げ予定	(67歳以降) 67歳以降であれば、在職していても年金額は減額されない。	(65歳以降) ・老齢基礎年金 在職していても年金額は減額されない。 ・老齢厚生年金 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が48万円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額(報酬比例部分)1を停止

(資料) アメリカ:政府HP、イギリス:政府HP、ドイツ:政府HP、フランス:政府HP、2022年海外情勢報告報告(厚生労働省2022年7月)

※1 被保険者の拠出期間と支給開始年齢に応じ、37.5%～50%(1953年以降生まれの場合。下限は生年により異なる)の範囲で決まる。満額拠出期間を満たすか、もしくは拠出期間にかかわらず給付率が最高となる年齢から受給する場合に最高の50%となる。

※2 換算レートは2023年9月中旬に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(1ドル=141円/1ユーロ=157円)による。

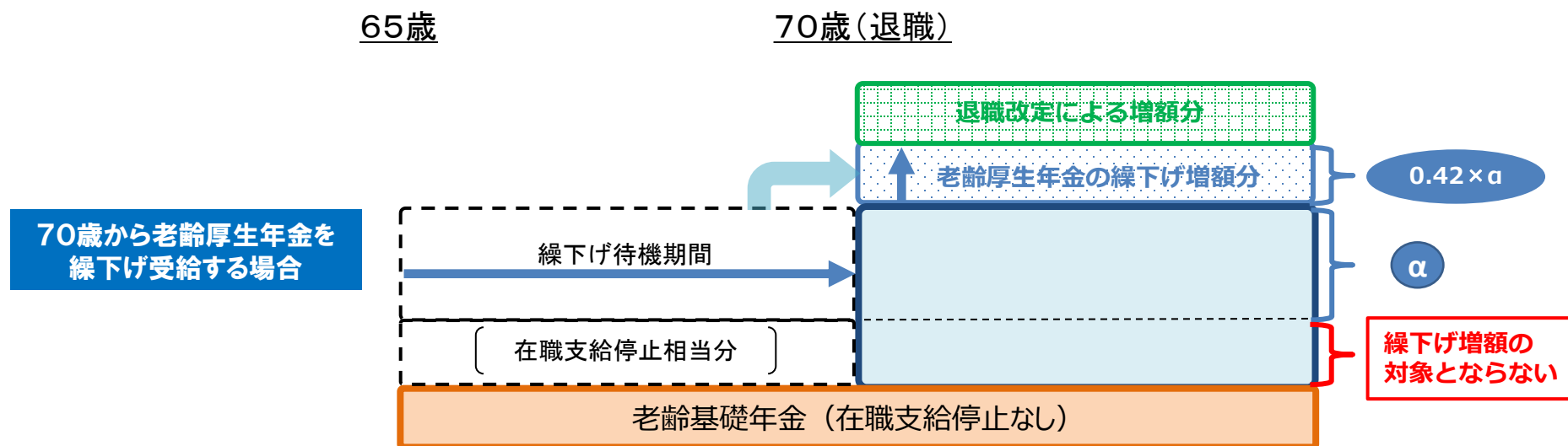
※3 各国の支給開始年齢は、2023年9月1日時点。

在職老齢年金制度と繰下げ受給の関係

- 65歳以降も厚生年金の適用事業所で就労し、（仮に65歳から年金受給を開始した場合に）在職老齢年金制度により老齢厚生年金の全部または一部が支給停止される者については、在職支給停止相当分は繰下げによる増額の対象とならない。

※ 受給開始時期の選択にかかわらず在職老齢年金制度を適用するための措置であり、繰下げ受給者を不利に扱うものではない。

70歳まで就労し、老齢厚生年金の一部が支給停止される場合の繰下げ受給のイメージ



(注1) 在職支給停止は賃金と厚生年金の合計額が48万円（令和5年度）を上回る場合に限り行われる（支給停止額は合計額から48万円を差し引いた額の半額）。

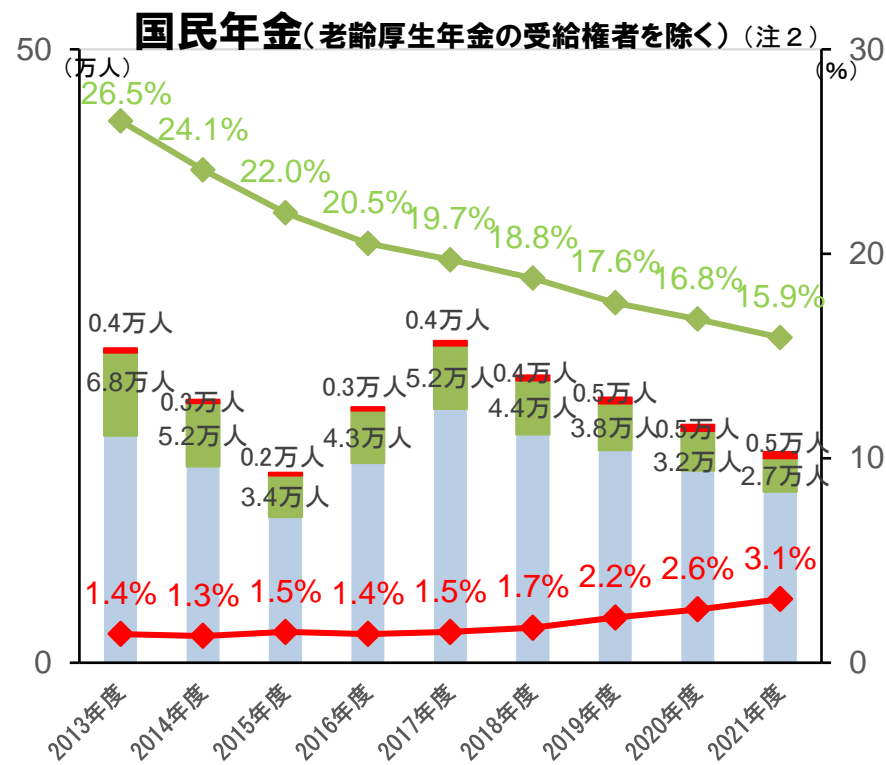
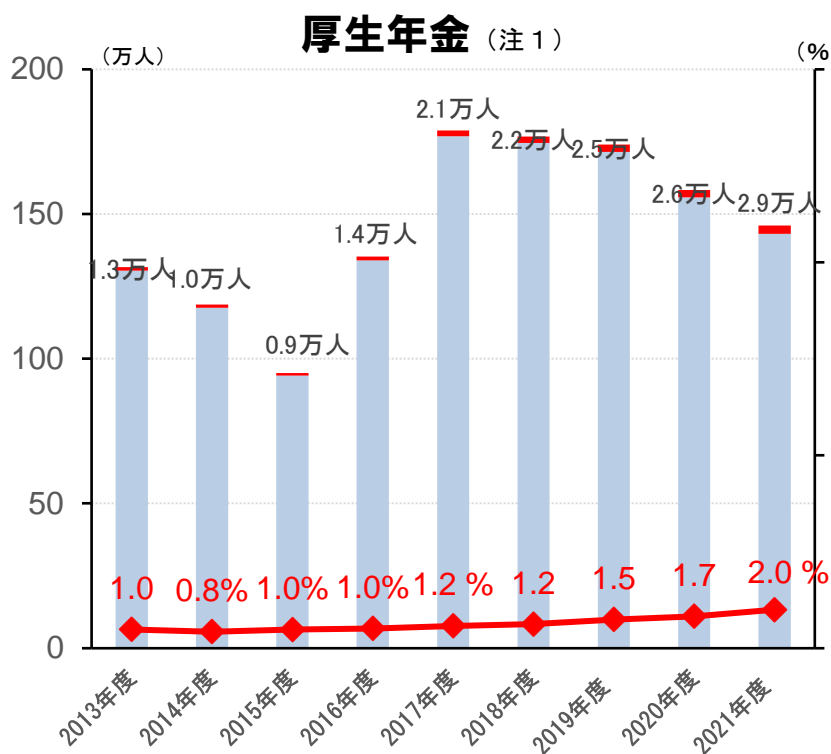
(注2) 在職支給停止により年金が全額支給停止になる場合については、繰下げによる増額はない。

繰下げ・繰上げ制度の利用状況

- 受給開始時期の選択を終了した70歳の受給権者について、繰下げ制度の利用状況をみると、繰下げの利用率は厚生年金では2.0%、国民年金でも3.1%にとどまる。
- 国民年金における繰上げ制度の利用率は低下傾向にある。

各年度末時点で70歳の受給権者の年金受給状況

■ 65歳受給者数 ■ 繰上げ受給者数 ■ 繰下げ受給者数 ◆ 繰上げ割合（右軸） ◆ 繰下げ割合（右軸）



（注1） 老齢厚生年金の受給権者を対象とした、老齢厚生年金の繰下げの状況を示している。なお、この期間の年度末時点で70歳の者については老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

（注2） 老齢厚生年金の受給権がない老齢基礎年金の受給権者を対象とした、老齢基礎年金の繰上げ・繰下げの状況を示している。

（資料）厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

在職老齢年金制度に関連する国会審議等

令和2（2020）年2月13日 衆議院本会議

○加藤国務大臣 今御指摘の在職老齢年金制度、本来、年金制度は、保険料に応じて、一定の年齢になれば年金が支給される、これが原則になっているわけでありましてけれども、この制度においては、就労して一定以上の賃金を得ている、これは厚生年金の受給者に限りましてけれども、に対しては、年金支給を一部停止する、実際は、一万円ふえれば五千円減額する、こういういわば例外的な仕組みになっているところであります。

また、この議論においては、先ほど申し上げた、支給停止の対象は厚生年金の適用事業で働く方のみで、自営業や請負契約等で収入がある方は対象にならないという問題等も指摘をされ、そして、今委員御指摘のように、これから更に高齢期の就労というものがある意味では期待をされるし、また、働きたいという方もふえてきている。

他方で、六十五歳以上を対象とするこの在職老齢年金制度を見直した場合に、将来世代の所得代替率を低下させるということが先般の財政検証オプション試算の結果でも確認をされ、単純な在職老齢年金制度の見直しというのは、いわば、より高所得な高齢者を優遇するのではないかという御指摘もあつたわけでありまして。

そういったところを踏まえながら、昨年十二月に出された全世代型社会保障検討会議の中間報告では、まさに委員御指摘のように、高齢期の就労と年金の調整は、年金制度だけの中で考えるということではなくて、むしろ、税制での対応、各種社会保障制度における保険料負担等での対応をあわせて今後検討すべきだと指摘をされているわけでありましてから、我々としても、その指摘を踏まえて今後対応していきたいと思ひますし、また、その中においては、単に所得だけではなくて、これはほかの社会保障制度の負担においてもそうでありましてけれども、資産等の状況といったことも考えていく必要もあるだろうと思ひます。

(参考)「全世代型社会保障検討会議中間報告」(令和元年12月19日)(抄)

第2章 各分野の具体的方向性

1. 年金

(3) 在職老齢年金制度の見直し等

高齢期の就労と年金をめぐる調整については、年金制度だけで考えるのではなく、税制(給与課税等とのバランス等に留意した年金課税)での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、今後とも検討していくべき課題である。

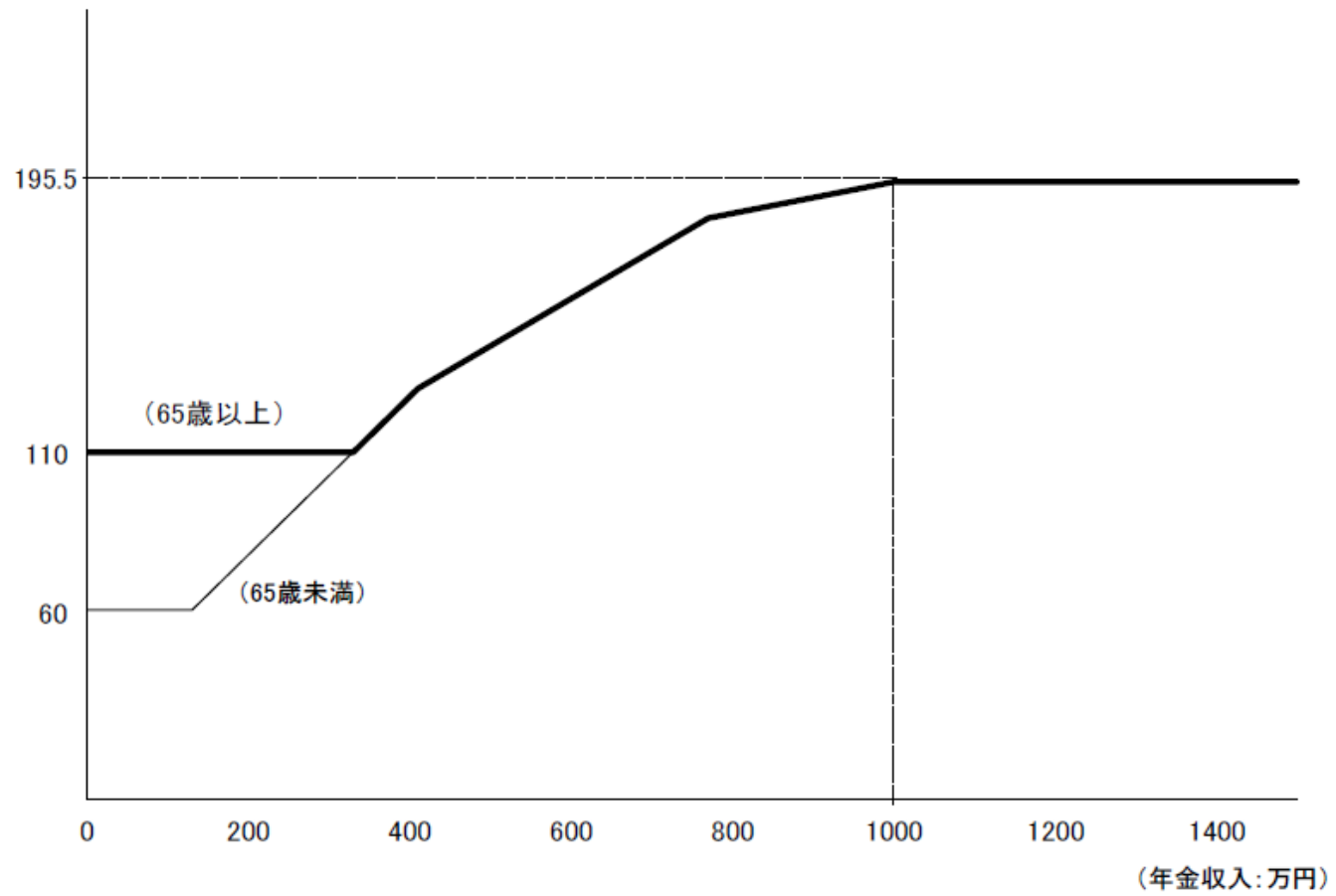
そのような整理の下で、60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金(低在老)については、就労に与える影響が一定程度確認されているという観点、2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援するという観点、また、制度を分かりやすくする観点から、現行の28万円から65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)と同じ47万円の基準に合わせることにする。

あわせて、就労期間を延伸して長期化する高齢期の経済基盤を拡充すべく、65歳以上の者の老齢厚生年金について、在職中から年金額の改定を毎年行い早期に年金額を増額させる在職定時改定を導入することとする。

公的年金等控除制度の概要

- 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）
- ・ 国民年金
 - ・ 厚生年金
 - ・ 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等

（控除額：万円）



公的年金等控除額

〔①+②〕又は③の大きい額

①定額控除	40万円
②定率控除	
（50万円控除後の年金収入）	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
950万円までの部分	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	110万円
65歳未満の者	60万円

〔注〕年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。

これまでの年金部会における主なご意見（高齢期の働き方等）

- ・ 中小・零細企業は人材確保・定着に苦慮しており、働く体力、能力を有している高齢者には65歳以降も働き続けていただくことが重要。しかし、働いた収入が多いと年金受給額が減ることがあることから、従業員が就労継続を希望しない、もしくは勤務時間を短縮する傾向も見られる。在職老齢年金制度が従業員の就労意欲と中小企業の人手不足の両方にマイナスの影響を及ぼすケースがあるため、年金財政や将来世代の受け取り見込額への影響を踏まえつつ、年金制度が従業員の就業継続を後押しするものになるよう、議論をしていくことが必要。
- ・ 働く期間が65歳以降も長くなることを踏まえ、自分の人生設計に合わせて公的年金の受給期間を選択でき、選択したことによって損得が発生しないように制度改正をしていく必要がある。高在老については、前回改正で詰め不足だったので、もう少し議論したい。
- ・ 在職老齢年金制度の廃止について、優先順位を高く考えて検討すべきではないか。
- ・ 今の20代や30代の方々は恐らく75歳や80歳まで勤労することがごく当たり前になる時代に向かって生きていくことが予想される中、60代の勤労・その報酬を特別扱いする在職老齢年金制度には違和感が増してくるのではないか。人手不足の状況は、長期にわたって企業経営者の関心を大きく占めることになるだろうから、企業の経済活動の努力の方向と不整合にならないような社会保険制度にすることが重要ではないか。
- ・ 在職老齢年金制度は標準報酬月額をベースとしているが、賃金以外の収入がある方との公平性を確保するため、事業所得・家賃・配当利子を含む総収入をベースとして年金額を調整する制度に改めることを検討すべきではないか。
- ・ 高齢者の長期就労を促進する仕組みの拡充を進めることが重要。他方で、社会保険によって格差が拡大することがないように、60代前半などの比較的若い段階で就労できなくなった方々に対する配慮も必要。

1. 在職老齢年金制度
2. 基礎年金の拠出期間延長
3. マクロ経済スライドの調整期間の一致
4. 年金生活者支援給付金

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」 (令和元年12月27日) (抄)

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性 (P.14～)

3 年金制度の所得再分配機能の維持 (P.16～17)

- 2009(平成21)年、2014(平成26)年財政検証結果に引き続き、2019(令和元)年財政検証結果においても、1階部分の基礎年金部分のマクロ経済スライド調整期間は、2階部分の厚生年金(報酬比例部分)よりも長期化していることが確認された。基礎年金は、所得の多寡にかかわらず一定の年金額を保障する所得再分配機能を有する給付であり、この調整期間の長期化は、年金制度の所得再分配機能の低下を意味することとなる。この再分配機能を維持することは、基礎年金のみを受給する者だけでなく、厚生年金を受給者にとっても、その高齢期の経済基盤を充実させるために非常に重要である。
- 被用者保険の適用拡大は、その分国民年金の拠出金負担を減少させ、国民年金財政を改善させて基礎年金のマクロ経済スライド調整の早期の終了に資するものであることから、基礎年金の所得再分配機能の維持のためにも、被用者保険の適用拡大を、今回の適用拡大以上に、さらに徹底して進める必要があることは明らかである。
- なお、2019(令和元)年財政検証において、平成28年年金改革法による年金額改定ルールの見直しの影響が、将来世代の給付水準の上昇につながることを確認されたところであるが、マクロ経済スライドの効果については、引き続き、その状況の検証を行うべきである。
- その上で、今後は、基礎年金の所得再分配機能を維持する更なる方策として、保険料拠出期間の延長についても、必要となる財源確保の在り方も検討した上で、就労期間の長期化等の高齢者の雇用実態等も踏まえて検討すべきである。
また、基礎年金が、厚生年金と国民年金の被保険者が公平に拠出して支える仕組みであることを踏まえつつ、報酬比例部分と基礎年金のバランスを確保して基礎年金の所得再分配機能を維持していくため、どのような方策が可能か、引き続き検討すべきである。

令和2年年金改正法 附帯決議

衆議院厚生労働委員会(令和2年5月8日)

参議院厚生労働委員会(令和2年5月28日)

被用者保険の適用拡大

- 一 短時間労働者に対する被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、当分の間の経過措置となっている企業規模要件については、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。
- 二 被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対しては、各種の支援措置の充実を検討すること。

- 一 被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、個人事業所に係る適用業種の見直しも含めた更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、短時間労働者に対する被用者保険の適用に係る企業規模要件については、あくまで経過措置として規定されたものであり、本来撤廃すべきものであることから、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対する支援の拡充等を進めつつ、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。あわせて、労働時間要件及び賃金要件に係る適用拡大についても検討に着手し、早期に必要な措置を講ずること。
- 二 被用者保険適用の可能性があるにもかかわらず、適用されずに取り残されている労働者について適用の徹底を図るとともに、労働政策と連携を図りつつ、脱法的な被用者保険の適用逃れを防止するための対策を講ずること。あわせて、厚生年金保険の適用・徴収対策に係る日本年金機構の組織体制の強化を進めること。
- 三 複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても単独では適用要件を満たさないが労働時間等を合算して適用要件を満たす場合について、更なる企業規模要件の見直しとあわせ、実務上の実行可能性も踏まえつつ、雇用保険の取扱い等も考慮し、該当する労働者にふさわしい保障の在り方について検討を行うこと。

財政検証

- 四 次期財政検証に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う急速な景気後退や暮らし方、働き方の変化等による社会経済への長期的な影響等について、早期に検討を開始し、その結果を踏まえた財政検証を実施すること。加えて、次期財政検証では、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下でその結果を示すとともに、モデル年金世帯以外の多様な世帯の所得代替率を試算するなど、より実態に即した検証を行うこと。
- 五 前回の財政検証後に行われたピアレビューで指摘された確率的将来見通しと分布推計について、引き続きその実現について指摘されている様々な課題を含めて検討を行い、その検討結果を公表すること。

基礎年金水準

- 三 今後の年金制度の検討に当たっては、これまでの財政検証において、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しと比較して長期化し、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを十分に踏まえて行うこと。
- 四 将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

- 六 基礎年金制度の創設時において、基礎年金が国民の老後生活の基礎的部分を保障するものとして設定された経緯も踏まえ、将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

国民年金の被保険者資格における年齢の考え方

- 国民年金の被保険者期間は、制度創設時（昭和36（1961）年）の議論において、
 - ① 保険料を一定程度抑えた中で一定水準の給付を支給するのに足る期間の確保
 - ② 加入対象となる自営業者の就業実態の観点から、**20歳から60歳までの者**とされた。

参考①

小山進次郎（1959）『国民年金法の解説』

- 社会保障制度審議会の答申は、被保険者期間を二五歳から五四歳までの三〇年としているが、この制度では上下おのおの五歳を加え、二〇歳から五九歳までの四〇カ年とした。それは他の公的年金制度との釣合いを考慮した結果そうすることが実情に適うだけでなく、保険料を引き下げ得る点で実益があるからである。（中略）また五九歳までとしたのは、老齢年金の支給開始年齢が六五歳となっているので、もし五四歳までとすると、老齢年金を受けるための待機期間が一〇年間となり、いささか長きに失する嫌いがあること、および被用者の定年が一般に五五歳であるのに対し、自営業者の場合は所得活動に従事する期間がこれより長いことを考慮したからである。
- 六〇歳に達するまでは、被保険者として保険料の納付義務を課し、五年の待機をとって六五歳に達した時に老齢年金を支給する構成をとったのは、六〇歳までは一般的に保険料の負担が可能であるが、六〇歳をこえれば所得能力が減退し、保険料を負担する能力はなくなるが、なんらかの所得活動に従事し、自己の生活を賄う程度の所得があるのが通例であって、六五歳に至れば、それすら不可能になるというのが、本制度の対象者の生活実態であるとの考えにもとづくものである。

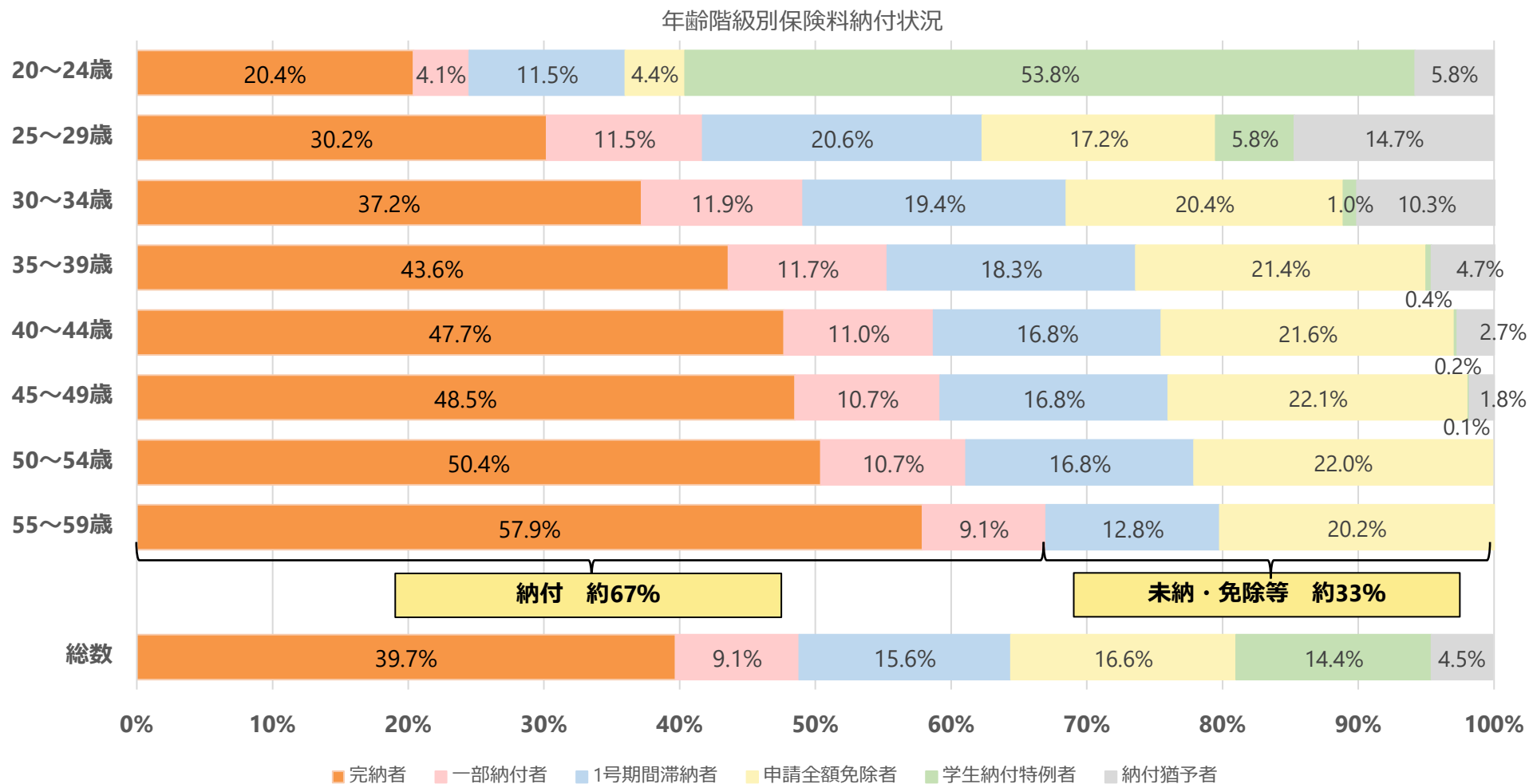
参考②

昭和34（1959）年2月13日 衆議院本会議

- 国務大臣（坂田道太君）（中略）保険料拠出・期間が社会保障制度審議会の答申に比べて長過ぎるとのことですが、一般に二十才から五十九才までの年令の間にある者であるならば、この程度の保険料を拠出することができると考えられるのでございます。すなわち、二十才に達しますれば、学生等を除きましては、何らかの所得活動に入りますことが通例でございますし、また、六十才になります者は、被用者保険の場合と異なりまして所得を得ている場合がむしろ通例であると考えられるからでございます、イギリスの国民保険の例を引きますならば、この制度におきましては、実に十六才から六十五才まで五十年間にわたりまして保険料の拠出義務づけられておるのでございまして、これを見ましても、拠出期間が必ずしも長期に過ぎるということはいえないのではないかと考えるのでございます。

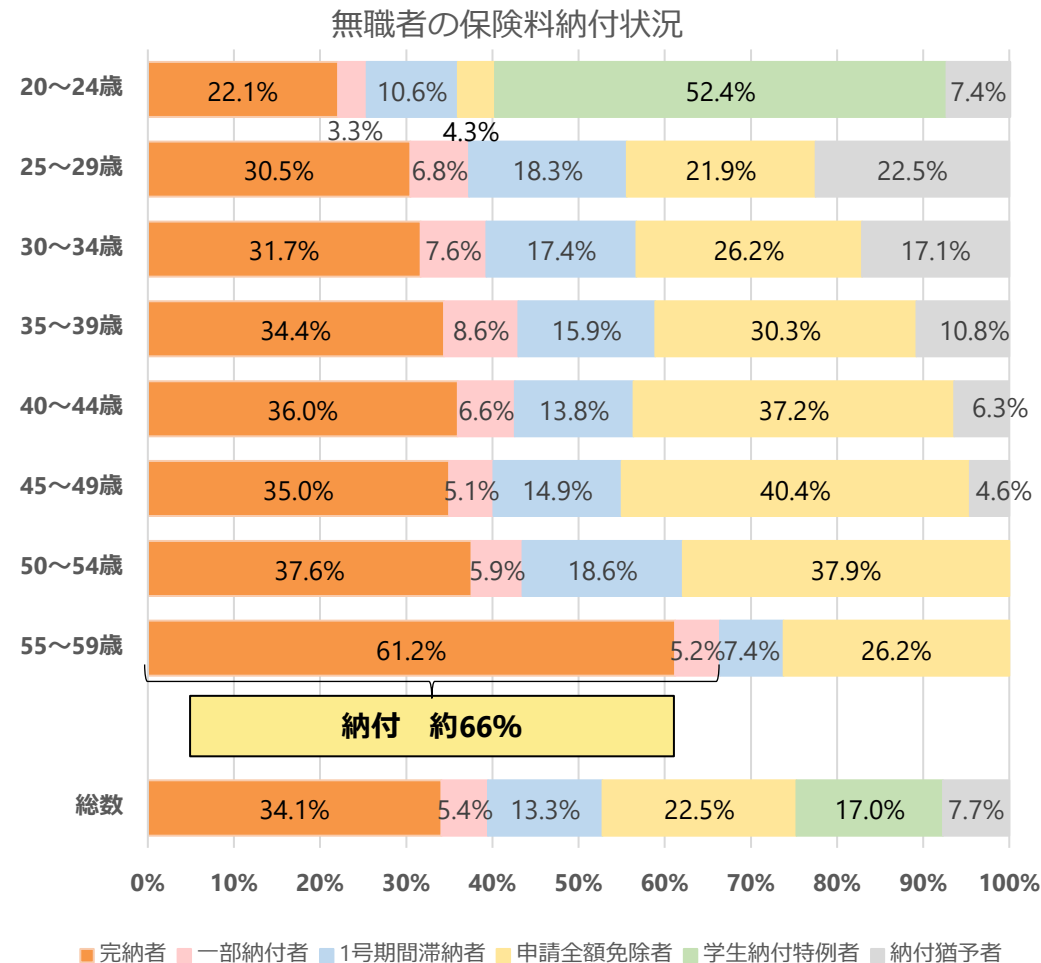
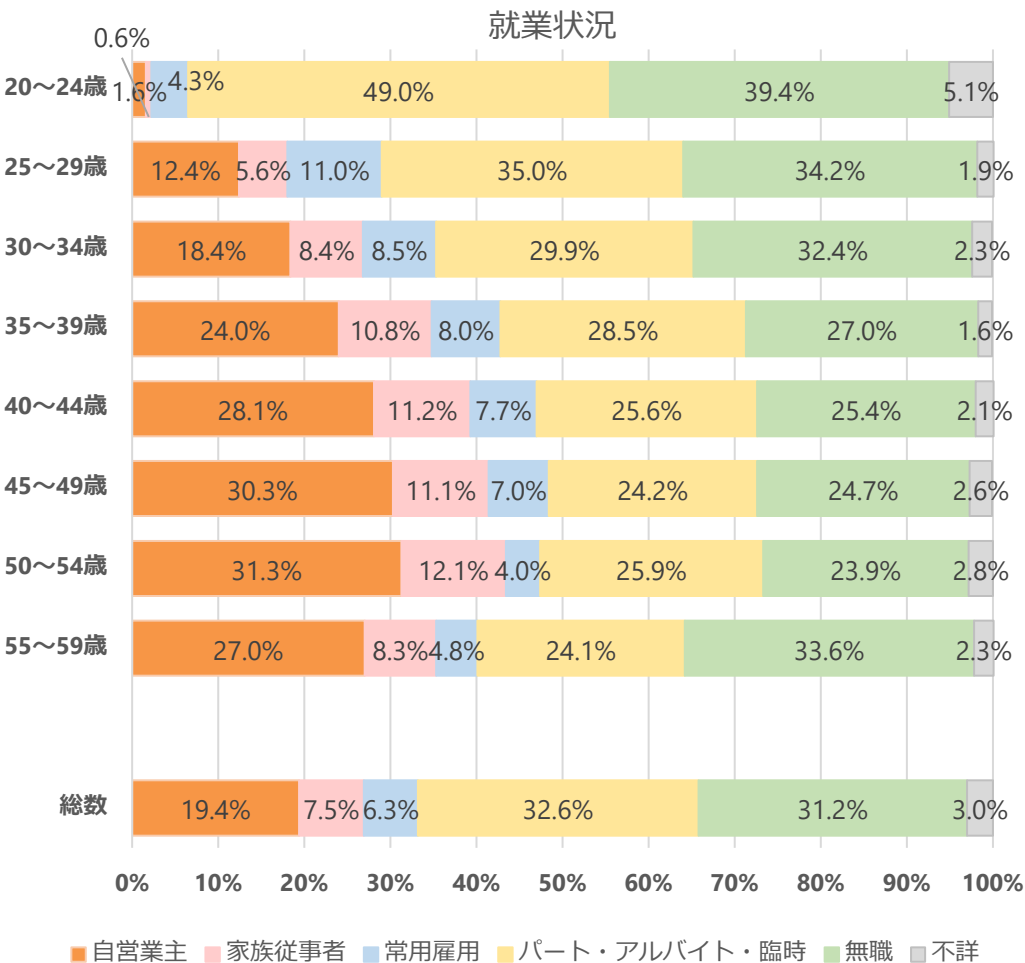
国民年金第1号被保険者の状況（男女計）①

- 第1号被保険者の年齢階級別の納付状況をみると、年齢が上がるにつれ、免除・猶予者の割合が低下し、完納者の割合が上昇している。
- 50代後半の納付状況をみると、保険料納付者が全体の約67%を占めている。



国民年金第1号被保険者の状況（男女計）②

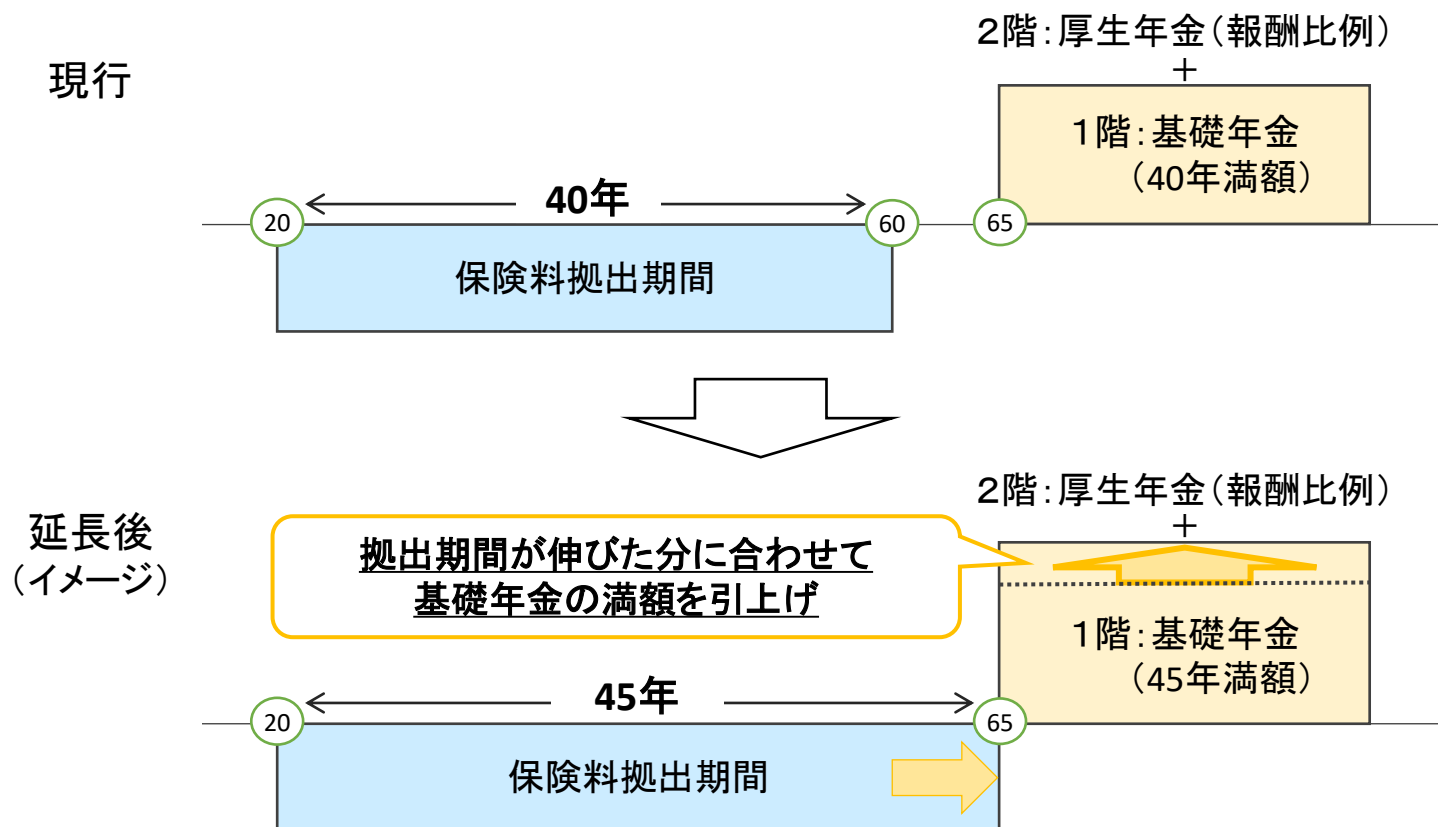
- 第1号被保険者の年齢階級別の就業状況を見ると、50代後半に至っても、第1号被保険者全体と比較して有職者の割合は大きく低下することはない。
- 無職者の保険料納付状況をもても、50代後半の者は納付率が高い。



(資料) 令和2年国民年金被保険者実態調査

基礎年金の保険料拠出期間を45年に延長した場合のイメージ

- 基礎年金の拠出期間を現行の40年（20～59歳）から45年（20～64歳）に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。
 - ※ 老齢基礎年金の満額が45年になることに伴い、障害、遺族基礎年金についても増額することが考えられる。
- 厚生年金では69歳まで被保険者期間とされているため、基礎年金の拠出期間を45年に延長したとしても、60歳を過ぎて厚生年金に加入している方について、追加の保険料負担は生じない。
 - ※ 給付水準調整終了後の所得代替率に与える影響（2019年財政検証オプション試算）
 - ・ 基礎年金拠出期間の延長（40年から45年に延長。3年毎に1年延長した場合として試算。）
ケースⅢ +6.8%（50.8%（2047年）→57.6%（2046年））
 - ※ 国庫負担について、追加財源の確保が必要。



オプションB-① 基礎年金の保険料拠出期間を延長した場合

○ 基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20~60歳)から45年(20~65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更した場合

- ・試算の便宜上、2026年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長した場合として試算。
- ・スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。

20~60歳(40年)拠出モデル (65歳受給開始)

- 現行の仕組み
- 基礎年金40年拠出
 - 厚生年金40年拠出

20~65歳(45年)拠出モデル (65歳受給開始)

- 拠出期間の延長
- 基礎年金45年拠出
 - 厚生年金45年拠出

- 現行の仕組み
- 基礎年金40年拠出
 - 厚生年金45年拠出

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

ケースⅠ

51.9% (2046)
 { 比例: 25.3% (調整なし)
 基礎: 26.7% (2046)

+6.9%

58.8% (2045)
 { 比例: 28.4% (2020)
 基礎: 30.4% (2045)

55.1% (2046)
 { 比例: 28.4% (調整なし)
 基礎: 26.7% (2046)

ケースⅢ

50.8% (2047)
 { 比例: 24.6% (2025)
 基礎: 26.2% (2047)

+6.8%

57.6% (2046)
 { 比例: 27.6% (2025)
 基礎: 30.0% (2046)

53.9% (2047)
 { 比例: 27.7% (2025)
 基礎: 26.2% (2047)

ケースⅤ

44.5% (2058)
 { 比例: 22.6% (2032)
 基礎: 21.9% (2058)

+6.4%

51.0% (2055)
 { 比例: 25.3% (2032)
 基礎: 25.6% (2055)

47.3% (2058)
 { 比例: 25.4% (2032)
 基礎: 21.9% (2058)

注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

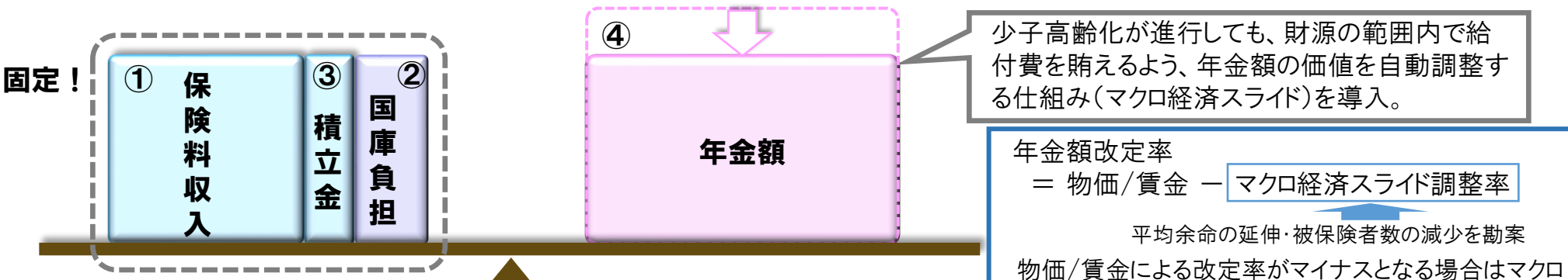
これまでの年金部会における主なご意見（基礎年金の拠出期間延長）

- ・ 基礎年金拠出期間を40年から45年に延長したとしても、厚生年金被保険者の保険料負担は増えない。また、60代前半で働くことが難しい方や、自営業者の第1号被保険者に対しては、保険料免除の仕組みがある。このように、基礎年金の拠出期間が45年になったとしても全ての国民の保険料負担が増えるわけではないという事実関係の情報発信が重要ではないか。
- ・ 拠出期間の45年化は、障害基礎年金、遺族基礎年金の増額につながることも、情報発信が必要。
- ・ 2020年時点で、自営業主と家族従業員のうち第1号被保険者である者の割合は約半分になっている。これは、自営業主等の約半分以上が60歳以上になって、公的年金に参加できていないということ。この状況は、国民年金・基礎年金の創設時とは大分異なっている。拠出期間の45年化は前から取り残してきた問題である。
- ・ 仮に拠出期間の延長という選択肢をとる場合、すべての期間に係る給付に国庫負担をつけるべき。

1. 在職老齢年金制度
2. 基礎年金の拠出期間延長
3. マクロ経済スライドの調整期間の一致
4. 年金生活者支援給付金

平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

・厚生年金 : 18.3%(労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

・国民年金 : 16,900円※平成16年度価格 (平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料 : 16,520円(令和5年4月~)

※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

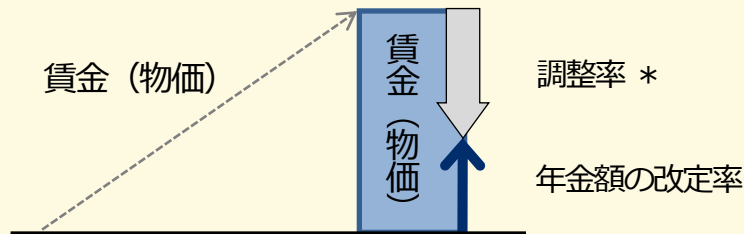
現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

マクロ経済スライドの仕組みと考え方

- 平成16（2004）年の改正で、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、保険料の上限を固定した上で、「現役人口の減少（保険料負担力の低下）」と「平均余命の伸び（給付費の増大）」というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入している。
- 具体的には、「賃金」や「物価」による改定率から、現役人口の減少率と平均余命の伸び率による「調整率」を差し引いて、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みを設けている。
⇒ この調整分は、現役世代の過重な保険料負担の防止・将来世代の給付水準の確保に充てられる。
- 賃金や物価の伸びが小さく、マクロ経済スライドによる調整を完全に実施すると、年金額がマイナス改定となってしまう場合には、年金額が据え置きになるまでのマクロ経済スライド調整を実施する。また、賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、マクロ経済スライド調整を行わない（**名目下限措置**）。
- マクロ経済スライドの未調整分は、翌年度以降に繰り越される（**キャリーオーバー**）。

■ マクロ経済スライドの仕組み

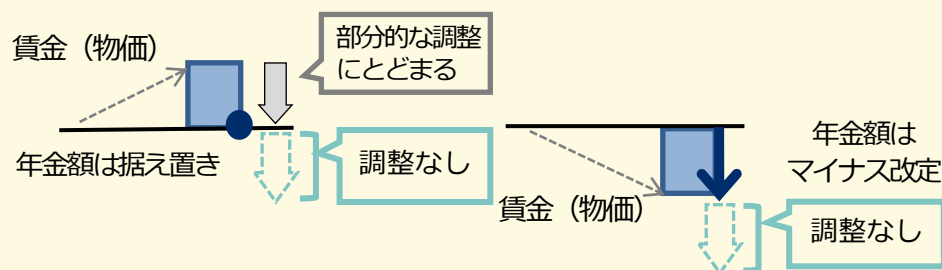
（賃金・物価が上昇した場合）



* 調整率

= 『公的年金全体の被保険者の減少率（直近3か年度の実績値の平均値）
+ 平均余命の伸びを勘案した一定率（0.3%）』

（賃金・物価の伸びが小さい又はマイナスの場合）



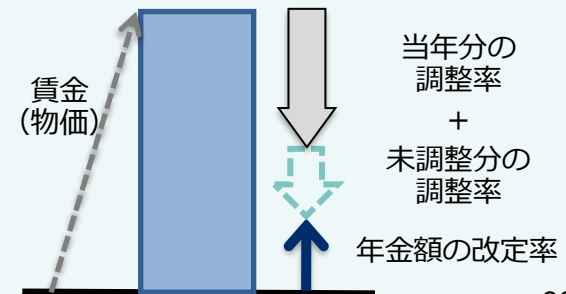
■ キャリーオーバーについて

マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、平成30年4月から、未調整分は翌年度以降に繰り越す仕組みを導入した。

この仕組みは、平成28年の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整をできる限り早期に行うことにより、将来世代の給付水準を確保するためのもの。

〈未調整分の繰り越し〉

マクロ経済スライドによる調整が行われなかった場合、未調整分は翌年度以降に繰り越される



マクロ経済スライド調整率と年金額改定率について

- マクロ経済スライドについては、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持しつつ、物価・賃金上昇の範囲内で前年度までの未調整分（キャリーオーバー分）を調整する仕組みが導入されている。【平成28年改正法（平成30年4月施行）】
- このため、平成30年度以降の各年度のマクロ経済スライド調整率は、令和5年度までの年金額改定率にすべて反映されている。
- ※ マクロ経済スライドが実際に発動したのは、平成27年度、令和元年度、令和2年度、令和5年度の4回。

改定年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
物価変動率	0.5%	1.0%	0.5%	0.0%	▲0.2%	2.5%
名目手取り賃金変動率	▲0.4%	0.6%	0.3%	▲0.1%	▲0.4%	2.8%
マクロ経済スライド調整率	(▲0.3%)	▲0.3% + ▲0.2%	▲0.1%	(▲0.1%)	(▲0.1%) + (▲0.2%)	▲0.3% + ▲0.3%
		キャリーオーバー		キャリーオーバー	キャリーオーバー	
	平成30・令和元年度分を反映		令和2年度分を反映	令和3～5年度分を反映		
年金額改定率	0.0%	0.1%	0.2%	▲0.1%	▲0.4%	新:2.2% 既:1.9%

財政検証について

2004(平成16)年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%)
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

← 人口や経済の動向

→ 財政検証

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
- 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2019年度:	61.7%	13.0万円	9.0万円	35.7万円
---------	-------	--------	-------	--------

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し(2019(令和元)年財政検証)

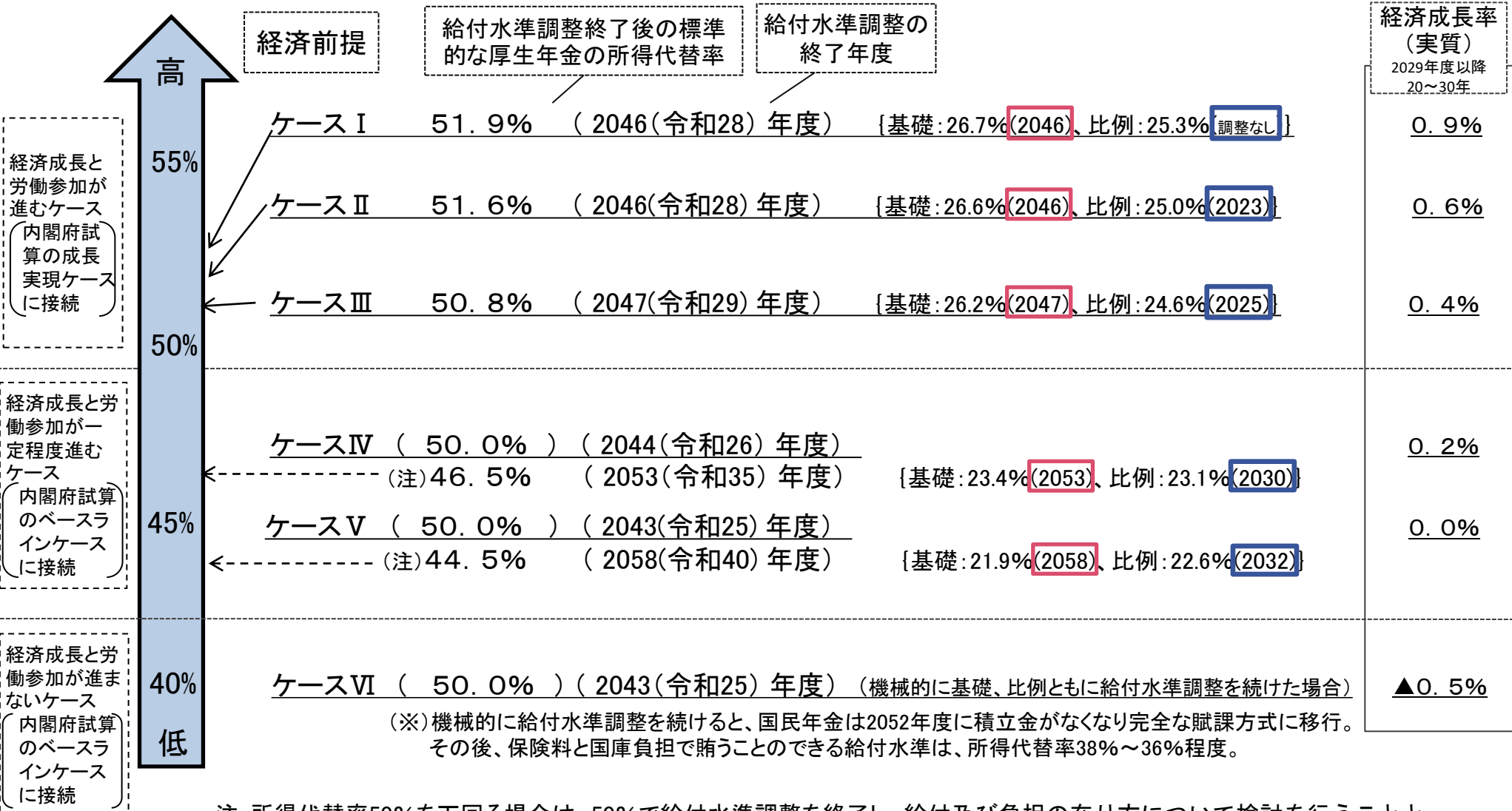
－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し(人口の前提:出生中位、死亡中位) －

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

$$\text{所得代替率} = (\text{夫婦2人の基礎年金} + \text{夫の厚生年金}) / \text{現役男子の平均手取り収入額}$$

2019年度: 61.7% 13.0万円 9.0万円 35.7万円

所得代替率



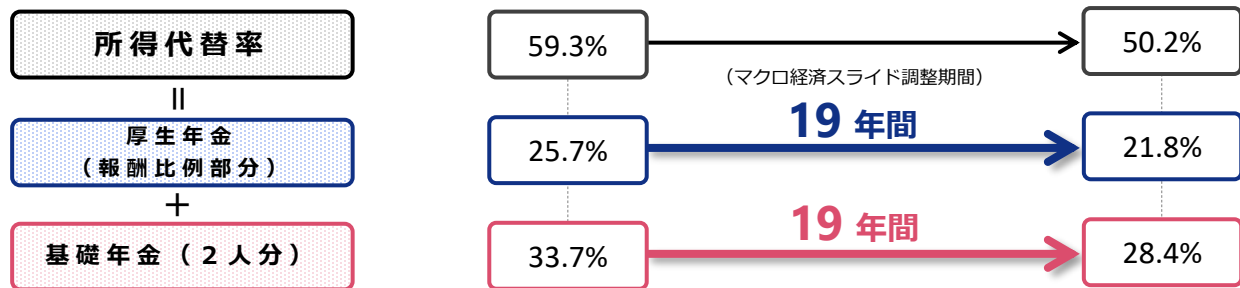
注: 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合。

マクロ経済スライド調整期間の見通しの変化

- 2004年改正時の見通しでは、基礎年金と報酬比例部分の調整期間は一致。
- その後、基礎年金の調整期間の見通しが報酬比例部分より長期化。

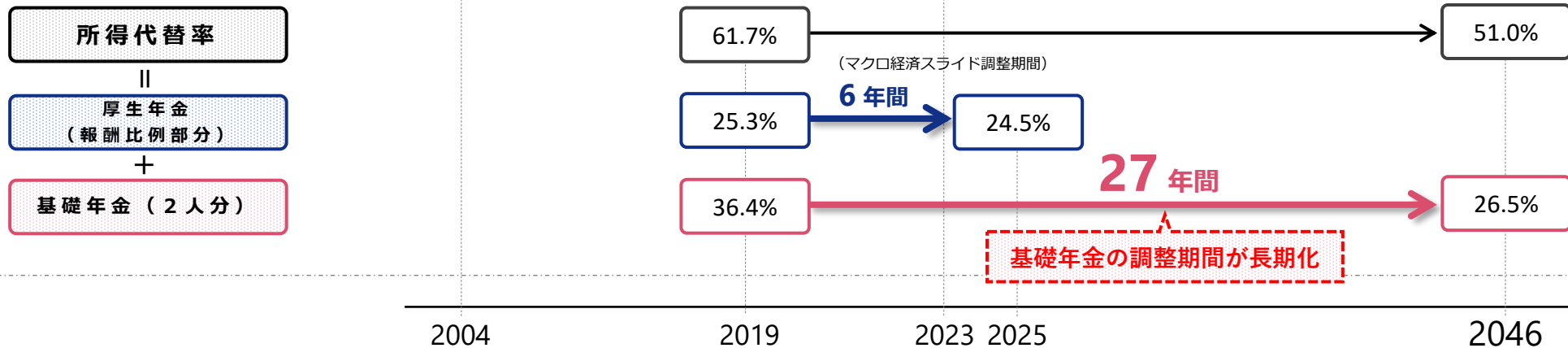
2004年財政再計算

※ 基本ケース



2019年財政検証 追加試算

※ 現行制度 (法改正後) 経済ケースⅢ



2004

2019

2023 2025

2046

マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法

- 第1段階： **基礎年金**の調整終了年度を、**国民年金**の財政均衡により決定
 - 第2段階： **報酬比例**の調整終了年度を、**厚生年金**の財政均衡により決定
- ⇒ 国民年金と厚生年金の財政状況の違いにより、基礎年金（1階部分）と報酬比例（2階部分）の調整終了年度は異なりうる。

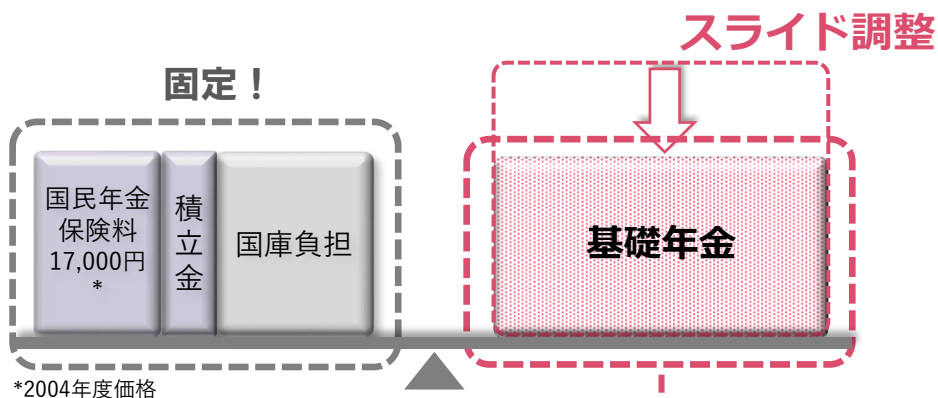
第1段階

国民年金の財政均衡

(**基礎年金**の調整終了年度を決定)

※ 1号被保険者に係る財政である

国民年金と厚生年金の財政をともに均衡させるため、支出の大部分が基礎年金拠出金である国民年金の財政を、基礎年金の給付水準調整によりまず均衡させることとしている



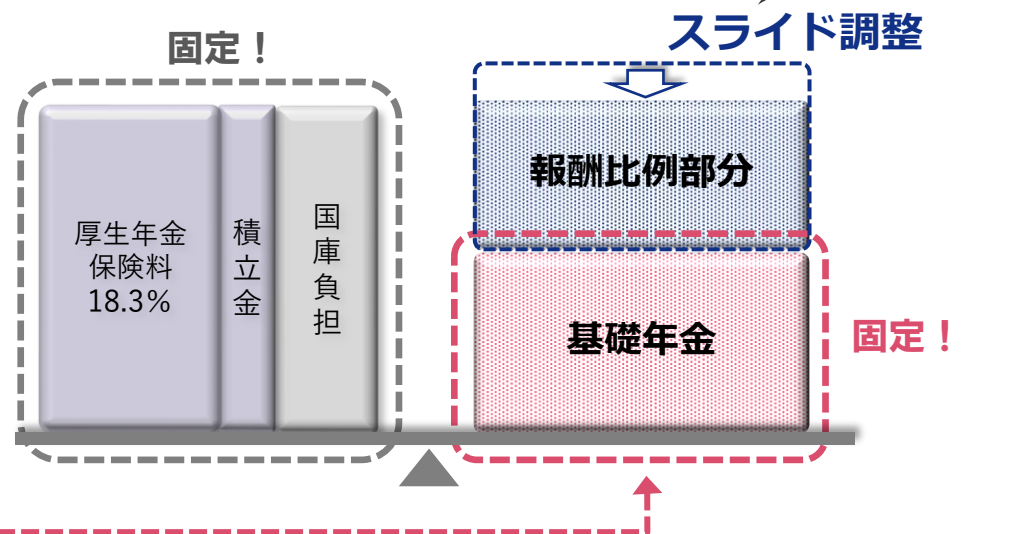
第2段階

厚生年金の財政均衡

(**報酬比例部分**の調整終了年度を決定)

※ 2・3号被保険者に係る財政である

基礎年金低下
↓
報酬比例上昇

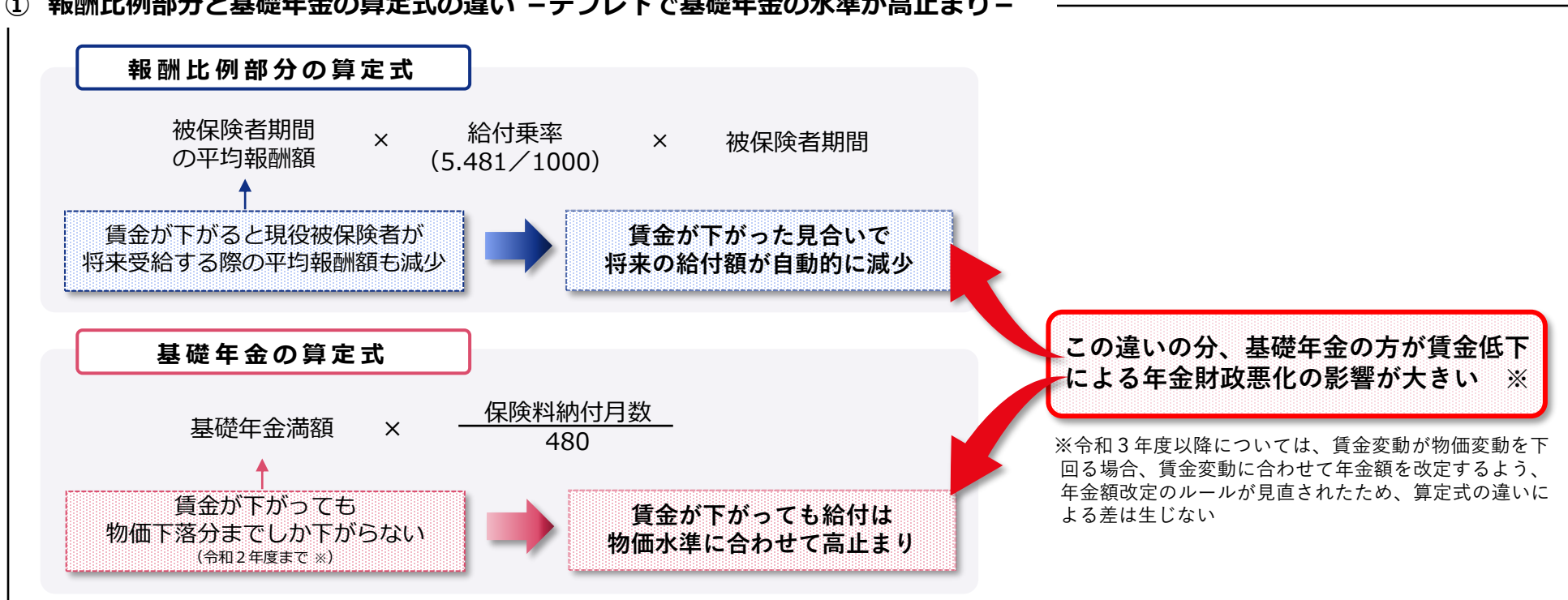


第1段階で決定した基礎年金水準を所与として報酬比例部分を調整

マクロ経済スライド調整期間のズレの要因

- ① デフレ下で賃金が下がっても基礎年金の水準は物価水準に合わせて高止まり → 国民年金の財政が悪化
- ② 女性や高齢者の労働参加の進展により、想定より厚生年金被保険者の増加や第3号被保険者の減少が進む → 厚生年金の財政が改善

① 報酬比例部分と基礎年金の算定式の違い – デフレ下で基礎年金の水準が高止まり –

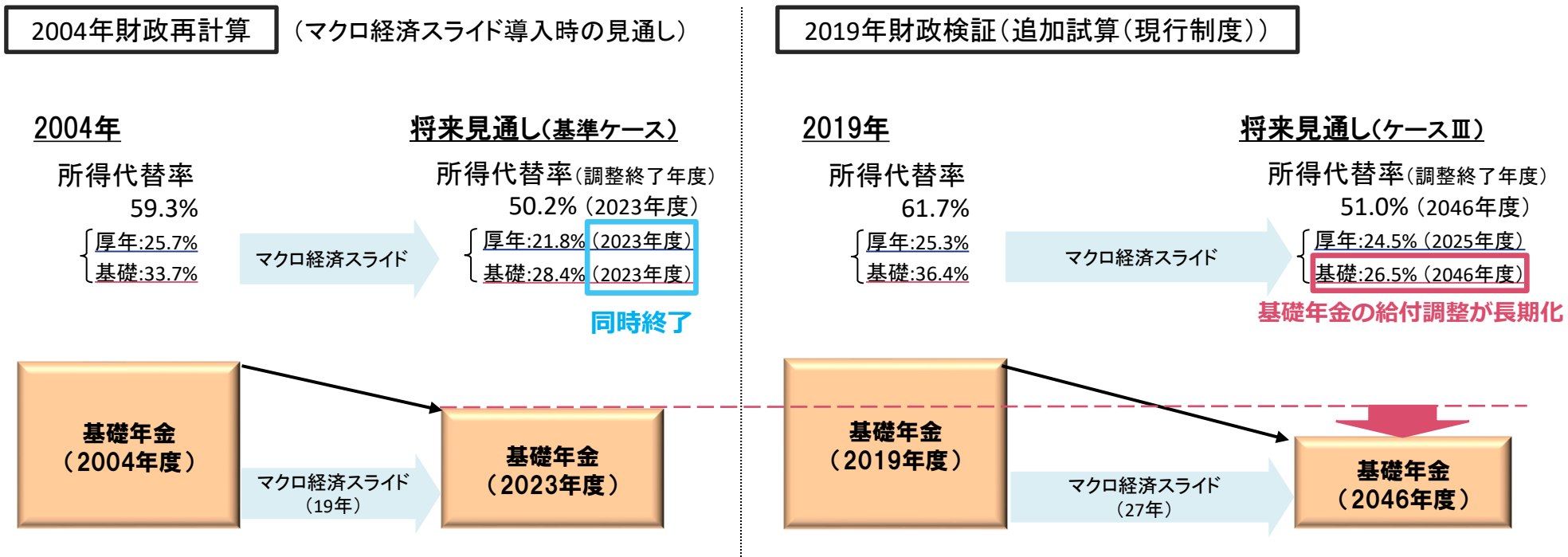


② 被保険者の構成の変化 – 厚生年金被保険者の増加と第3号被保険者の減少 –

	第1号被保険者数		厚生年金被保険者数		第3号被保険者数	
	実績	2004年財政再計算	実績	2004年財政再計算	実績	2004年財政再計算
2005	2,180 万人	2,189 万人	3,772 万人	3,699 万人	1,094 万人	1,117 万人
2020	1,427 万人	1,857 万人	4,534 万人 ← 増加	3,458 万人	803 万人 ← 減少	1,017 万人

基礎年金の給付調整の長期化・今後の給付水準の見通し

- 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付水準調整は、2004年の制度導入当初、2023年度に厚生年金と同時に終了する見通しだった。
- しかし、デフレ経済の下で、マクロ経済スライドが適切に発動されなかったこと等により、基礎年金の給付水準が高止まりしたことで、基礎年金財政が悪化。この結果、**基礎年金の調整期間が、厚生年金より大幅に長期化。**
- 2019年財政検証では、基礎年金の調整期間の長期化に伴い、全国民共通の基礎年金の水準が低下（所得再分配機能が低下）する見通し。また、所得代替率も大多数の所得階層で低下する見通し。
- こうした状況を踏まえ、令和2年年金改正法附則の検討規定において、所得再分配機能の強化が記載。

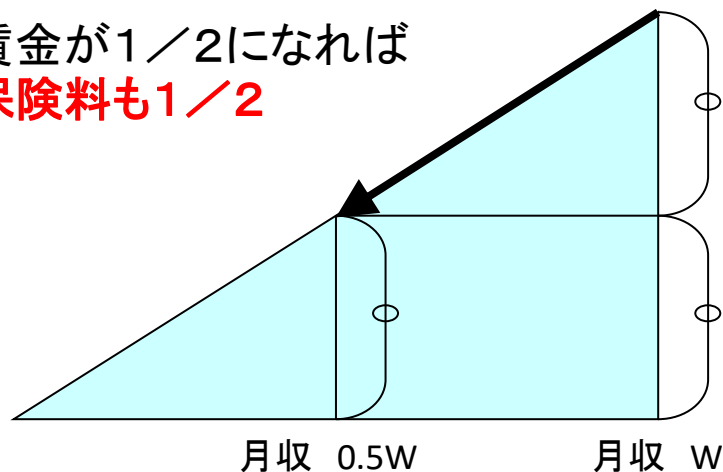


公的年金の所得再分配機能

- 厚生年金制度は、2階建て構造（1階部分が定額）であるため、保険料や国庫負担による所得再分配機能を持つ。
（賃金水準が1/2になれば、保険料は1/2になるが、基礎年金額は賃金の多寡で変わらないため、年金額は1/2より大きい。）
- ⇒ 1階部分（基礎年金）の給付水準が低下すれば、公的年金制度の所得再分配機能は低下する。

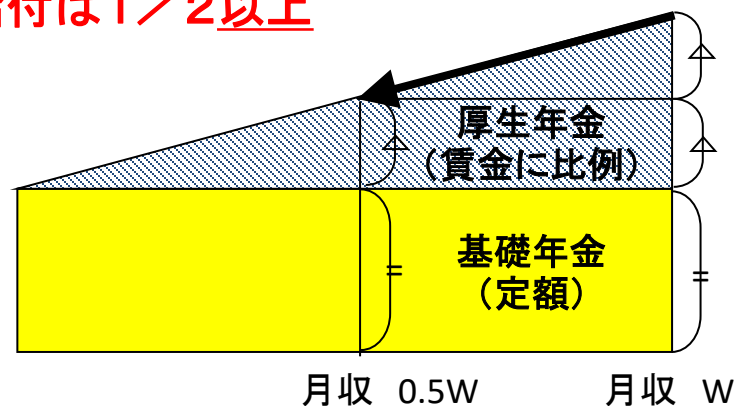
保険料 = 賃金に比例

賃金が1/2になれば
保険料も1/2



給付 = 厚生年金(賃金に比例) + 基礎年金(定額)

賃金が1/2でも
給付は1/2以上



個々の世帯(個人)で見れば、現役時代の賃金の差に比べ、年金額の差は小さい

○ 賃金と年金額の関係性

賃金	40万円	20万円
年金額 (基礎+厚年)	14.7万円	10.6万円

50% (red arrow from 40 to 20)
72% (blue arrow from 14.7 to 10.6)

※ 年金額は、被保険者期間40年、給付乗率5.481/1000と仮定し、令和4年度に65歳に到達し老齢基礎年金及び老齢厚生年金を受給開始する者について計算したものの。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」 (令和元年12月27日) (抄)

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性 (P.14～)

3 年金制度の所得再分配機能の維持 (P.16～17)

- 2009(平成21)年、2014(平成26)年財政検証結果に引き続き、2019(令和元)年財政検証結果においても、1階部分の基礎年金部分のマクロ経済スライド調整期間は、2階部分の厚生年金(報酬比例部分)よりも長期化していることが確認された。基礎年金は、所得の多寡にかかわらず一定の年金額を保障する所得再分配機能を有する給付であり、この調整期間の長期化は、年金制度の所得再分配機能の低下を意味することとなる。この再分配機能を維持することは、基礎年金のみを受給する者だけでなく、厚生年金の受給者にとっても、その高齢期の経済基盤を充実させるために非常に重要である。
- 被用者保険の適用拡大は、その分国民年金の拠出金負担を減少させ、国民年金財政を改善させて基礎年金のマクロ経済スライド調整の早期の終了に資するものであることから、基礎年金の所得再分配機能の維持のためにも、被用者保険の適用拡大を、今回の適用拡大以上に、さらに徹底して進める必要があることは明らかである。
- なお、2019(令和元)年財政検証において、平成28年年金改革法による年金額改定ルールの見直しの影響が、将来世代の給付水準の上昇につながることを確認されたところであるが、マクロ経済スライドの効果については、引き続き、その状況の検証を行うべきである。
- その上で、今後は、基礎年金の所得再分配機能を維持する更なる方策として、保険料拠出期間の延長についても、必要となる財源確保の在り方も検討した上で、就労期間の長期化等の高齢者の雇用実態等も踏まえて検討すべきである。
また、基礎年金が、厚生年金と国民年金の被保険者が公平に拠出して支える仕組みであることを踏まえつつ、報酬比例部分と基礎年金のバランスを確保して基礎年金の所得再分配機能を維持していくため、どのような方策が可能か、引き続き検討するべきである。

令和2年年金制度改革法の附則の検討規定(第3~5項は衆議院における修正により追加)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号) **第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化** その他 **必要な事項** (次項及び第四項に定める事項を除く。) **について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。** (参考1)

2 政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 **前二項の検討は、**これまでの国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、**国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通しが厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率に占める同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする。** (参考2)

4 政府は、国民年金の第一号被保険者に占める雇用者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討を行うものとする。

5 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、前条第八号に掲げる規定の施行後五年を目途として、当該規定による改正後の確定拠出年金法の施行の状況等を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(参考1) 2013年プログラム法(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号))

第六条 (略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方

二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方

四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

(参考2) 第二条第3項における用語

○国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通し

→国民年金(基礎年金部分)のマクロ経済スライド調整期間の見通し

○厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通し

→厚生年金保険(報酬比例部分)のマクロ経済スライド調整期間の見通し

○国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率

→モデル年金の所得代替率

○同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るもの

→基礎年金部分の所得代替率

令和2年年金改正法 附帯決議

衆議院厚生労働委員会(令和2年5月8日)

参議院厚生労働委員会(令和2年5月28日)

被用者保険の適用拡大

- 一 短時間労働者に対する被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、当分の間の経過措置となっている企業規模要件については、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。
- 二 被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対しては、各種の支援措置の充実を検討すること。

- 一 被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、個人事業所に係る適用業種の見直しも含めた更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、短時間労働者に対する被用者保険の適用に係る企業規模要件については、あくまで経過措置として規定されたものであり、本来撤廃すべきものであることから、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対する支援の拡充等を進めつつ、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。あわせて、労働時間要件及び賃金要件に係る適用拡大についても検討に着手し、早期に必要な措置を講ずること。
- 二 被用者保険適用の可能性があるにもかかわらず、適用されずに取り残されている労働者について適用の徹底を図るとともに、労働政策と連携を図りつつ、脱法的な被用者保険の適用逃れを防止するための対策を講ずること。あわせて、厚生年金保険の適用・徴収対策に係る日本年金機構の組織体制の強化を進めること。
- 三 複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても単独では適用要件を満たさないが労働時間等を合算して適用要件を満たす場合について、更なる企業規模要件の見直しとあわせ、実務上の実行可能性も踏まえつつ、雇用保険の取扱い等も考慮し、該当する労働者にふさわしい保障の在り方について検討を行うこと。

財政検証

- 四 次期財政検証に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う急速な景気後退や暮らし方、働き方の変化等による社会経済への長期的な影響等について、早期に検討を開始し、その結果を踏まえた財政検証を実施すること。加えて、次期財政検証では、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下でその結果を示すとともに、モデル年金世帯以外の多様な世帯の所得代替率を試算するなど、より実態に即した検証を行うこと。
- 五 前回の財政検証後に行われたピアレビューで指摘された確率的将来見通しと分布推計について、引き続きその実現について指摘されている様々な課題を含めて検討を行い、その検討結果を公表すること。

基礎年金水準

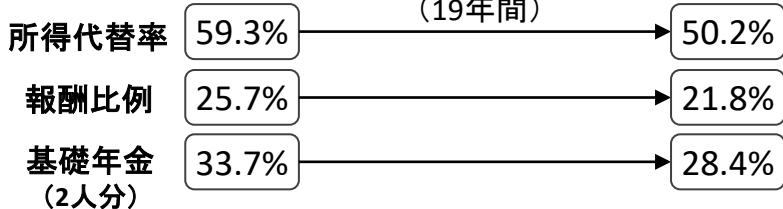
- 三 今後の年金制度の検討に当たっては、これまでの財政検証において、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しと比較して長期化し、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを十分に踏まえて行うこと。
- 四 将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

- 六 基礎年金制度の創設時において、基礎年金が国民の老後生活の基礎的部分を保障するものとして設定された経緯も踏まえ、将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライド調整期間の一致とは（イメージ）

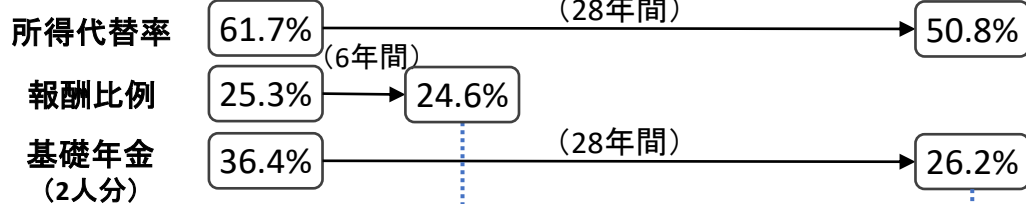
2004年財政再計算
基準ケース

マクロ経済スライド調整期間
(19年間)



2019年財政検証
ケースⅢ

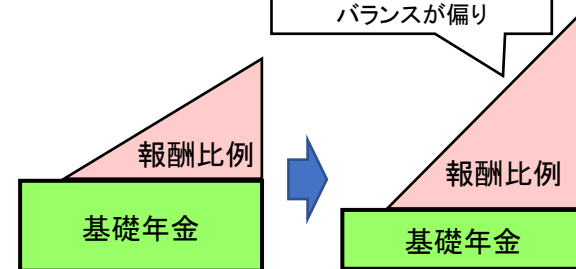
マクロ経済スライド調整期間
(28年間)



2004 2009 2014 2019 2024 2029 2034 2039 2044 2049

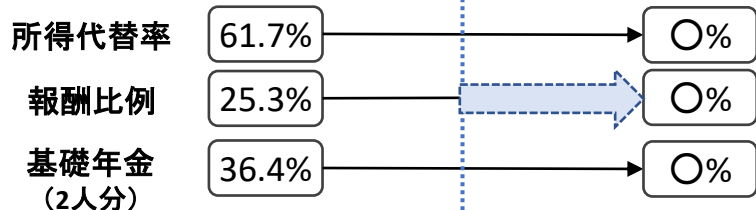
<バランスの偏り>
(基礎年金の割合の低下)

基礎年金と報酬比例の
調整期間が異なるため
バランスが偏り



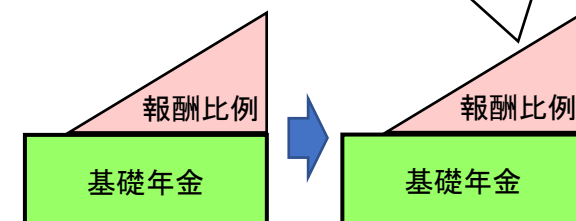
基礎・比例の調整期間を
一致させた場合

基礎・比例の
調整期間一致



<バランスの維持>

調整期間を一致させると
バランスは維持



※ 現行制度の下では、基礎年金の給付調整の長期化(将来の基礎年金水準の低下)により国庫負担の水準も低下する見通しとなっているが、仮に調整期間を一致させた場合では、現行制度の下での見通しに比べて国庫負担が増加することとなる(このため国庫負担については追加財源の確保が必要。)

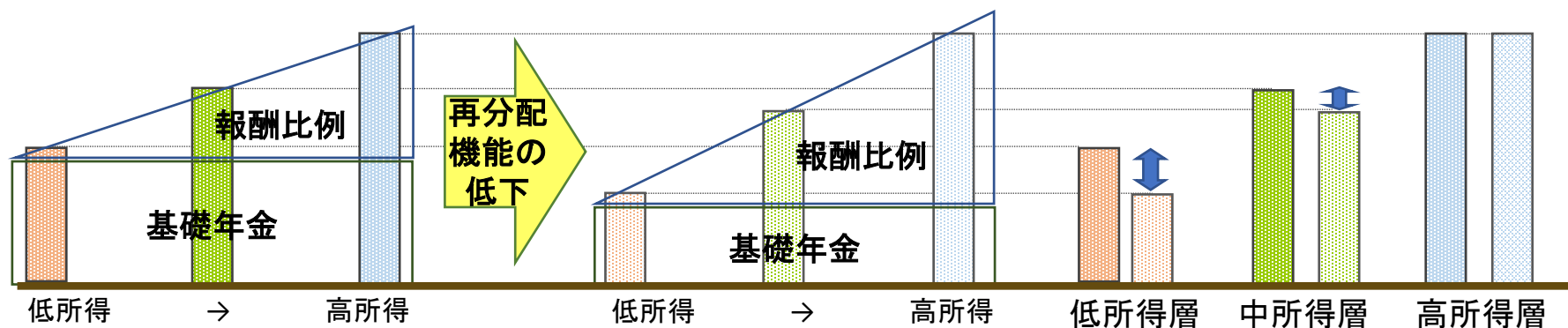
基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライド調整期間の一致による効果

基礎年金と報酬比例の調整期間を一致させ、基礎年金水準を維持することは、次の効果を有する。

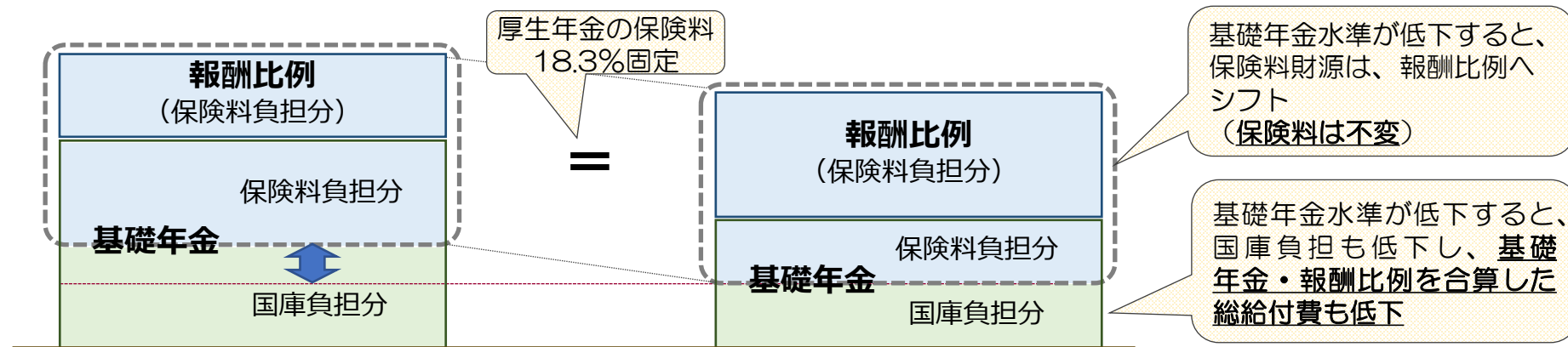
- ① 厚生年金の所得再分配機能の低下の防止（低中所得層の年金水準の低下を防止）
- ② 保険料固定方式の下での総給付費の低下の防止（基礎年金水準の低下に伴う国庫負担の低下の防止）

① 厚生年金の所得再分配機能の低下の防止

- 基礎年金水準の低下の防止により、厚生年金の所得再分配機能の低下を防ぎ、低中所得層の年金水準の低下を防ぐ
- 基礎年金水準の低下に伴う国庫負担の低下の防止により、給付原資の全体の縮小を防ぎ、ほぼ全ての層で年金水準の低下を防ぐ



② 保険料固定方式の下での総給付費の低下の防止



追加試算の内容

現行制度(法改正後)： 2019(令和元)年財政検証に、2020(令和2)年年金改正法を反映したものの

追加試算①：基礎・比例の調整期間一致(40年加入)

基礎年金と報酬比例の給付水準のバランスを確保できるよう、基礎年金拠出金の仕組みを見直し、マクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

追加試算②：基礎・比例の調整期間一致+45年加入(延長分に国庫あり)

基礎・比例の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に2分の1の国庫負担がある場合

追加試算③：基礎・比例の調整期間一致+45年加入(延長分に国庫なし)

基礎・比例の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に国庫負担がなく、全て保険料財源で賄う場合

注1 本試算(①、②、③)では、国民年金と厚生年金を合わせて、概ね100年間の収支均衡を図ることができるよう、基礎年金と報酬比例に共通するマクロ経済スライドの調整期間を設定し、給付水準の見通しや国民年金と厚生年金とを合わせた収支見通しを試算。

注2 本試算では、基礎年金拠出金の仕組みの見直しについて具体的な前提をおいていないが、どのように見直したとしても、追加試算①～③それぞれにおいて、マクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じとなる。

注3 ②、③の45年加入は、2027年度以降、60歳に達する者から45年加入に延長と仮定。

注4 人口、経済等の試算の基礎数値については、2019(令和元)年財政検証と同じ。

所得代替率と給付水準調整期間の見通し

現行制度(法改正後)： 2019(令和元)年財政検証に、2020(令和2)年年金改正法を反映したもの

追加試算①： 基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

追加試算②： ①の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に2分の1国庫負担がある場合

追加試算③： ①の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に国庫負担がなく、全て保険料財源で賄う場合

※ 基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じとなる。

2019年度

現行制度(法改正後)
(40年加入)

追加試算①
調整期間一致
(40年加入)

追加試算②
調整期間一致
+45年加入(国庫あり)

追加試算③
調整期間一致
+45年加入(国庫なし)

給付水準調整終了後の
所得代替率

給付水準調整
の終了年度

ケースⅢ

51.0% (2046)
[比例:24.5% (2025)
基礎:26.5% (2046)]



55.6% (2033)
[比例:22.6% (2033)
基礎:32.9% (2033)]

62.5% (2033)

[比例:25.4% (2033)
基礎:37.0% (2033)]

うち40年分
55.5% [比例:22.6%
基礎:32.9%]

60.5% (2035)

[比例:24.6% (2035)
基礎:35.8% (2035)]

うち40年分
53.7% [比例:21.9%
基礎:31.9%]

61.7%
[比例:25.3%
基礎:36.4%]

ケースⅤ

44.7% (2057)
[比例:22.5% (2032)
基礎:22.2% (2057)]



50.0% (2039)
[比例:20.3% (2039)
基礎:29.6% (2039)]

56.2% (2039)

[比例:22.9% (2039)
基礎:33.3% (2039)]

うち40年分
49.9% [比例:20.3%
基礎:29.6%]

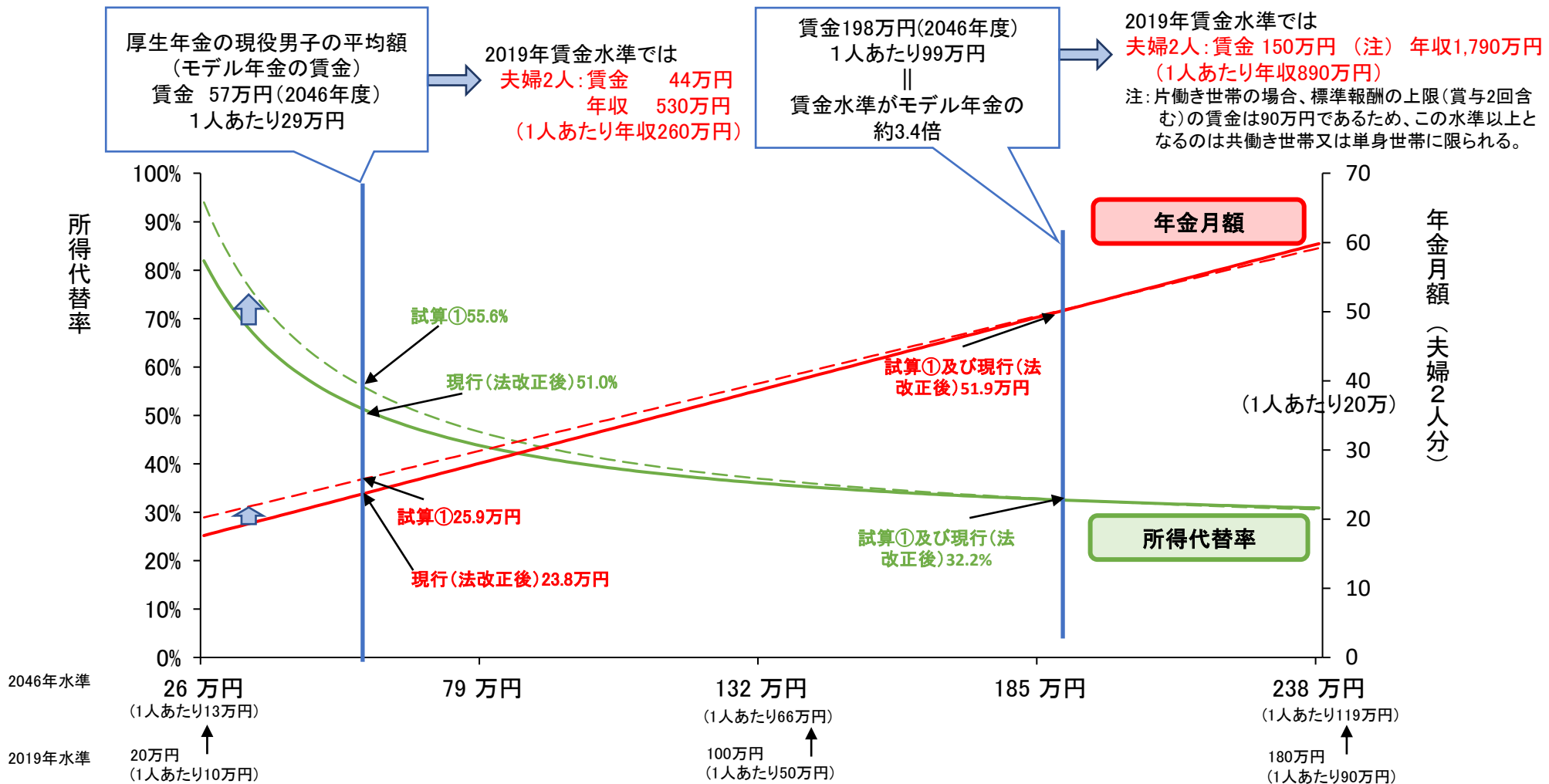
53.8% (2042)

[比例:21.9% (2042)
基礎:31.9% (2042)]

うち40年分
47.8% [比例:19.5%
基礎:28.4%]

○ 拠出期間が40年の場合、賃金水準が**モデル年金の約3.4倍未満の世帯**で所得代替率が上昇。

○2046(令和28)年度 ケースⅢ



注1 マクロ経済スライドによる給付水準調整後の新規裁定者の年金月額(物価で2019年度に割り戻した実質額)である。
注2 可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3 2046年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。
注4 基礎年金、厚生年金の拠出期間は40年としている。

賃金水準別に見た所得代替率への影響

【追加試算②：基礎・比例の調整期間一致+45年加入(延長分に国庫あり)】
 【追加試算③：基礎・比例の調整期間一致+45年加入(延長分に国庫なし)】

2020年12月25日
年金数理部会資料

拠出期間を45年にした場合、

○追加試算②については、**すべての世帯**で所得代替率が上昇

○追加試算③については、賃金水準が**モデル年金の約3.2倍未満の世帯**で所得代替率が上昇

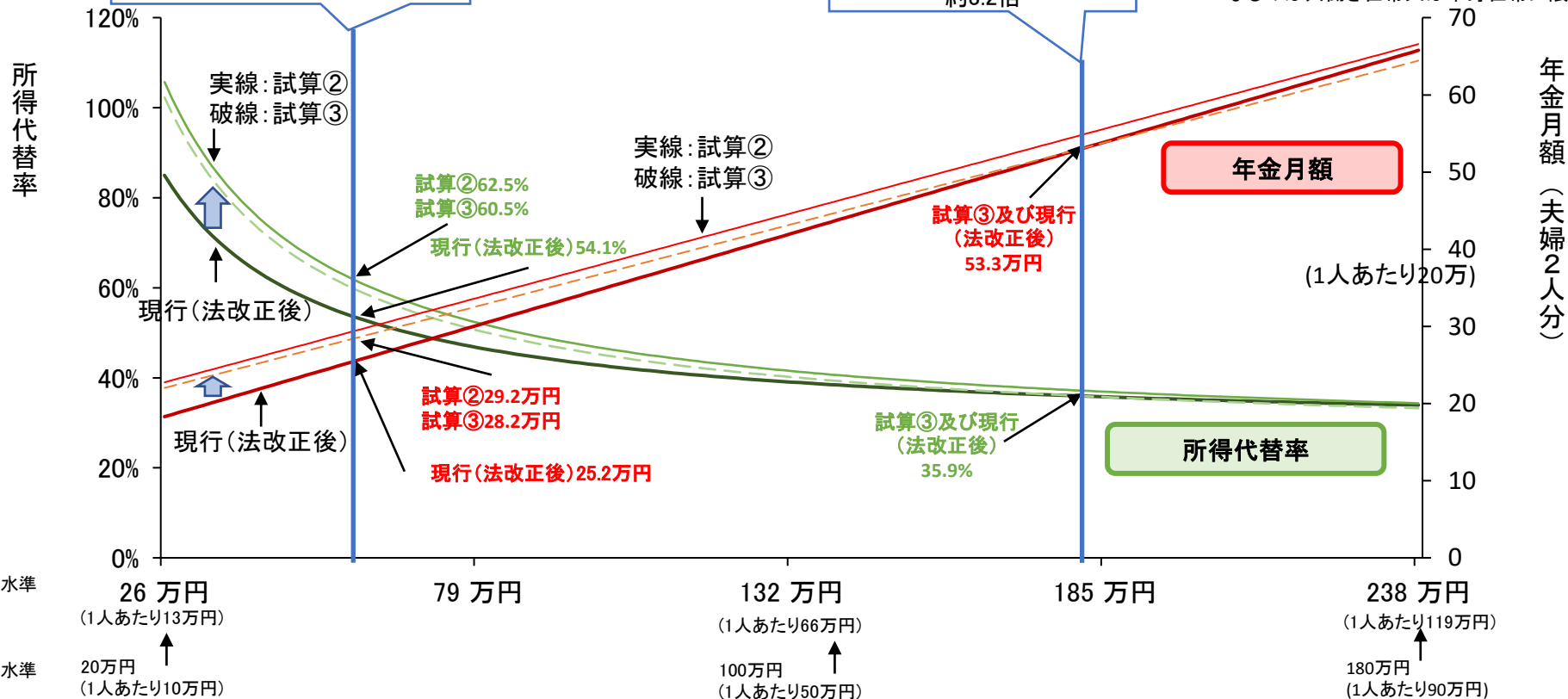
○2046(令和28)年度 ケースⅢ

厚生年金の現役男子の平均額
(モデル年金の賃金)
賃金 57万円(2046年度)
1人あたり29万円

2019年賃金水準では
夫婦2人：賃金 44万円
年収 530万円
(1人あたり年収260万円)

追加試算③
賃金182万円(2046年度)
1人あたり91万円
||
賃金水準がモデル年金の
約3.2倍

2019年賃金水準では
夫婦2人：賃金 140万円(注) 年収1,680万円
(1人あたり年収840万円)
注：片働き世帯の場合、標準報酬の上限(賞与2回含む)の賃金は90万円であるため、この水準以上となるのは共働き世帯又は単身世帯に限られる。



注1 マクロ経済スライドによる給付水準調整後の新規裁定者の年金月額(物価で2019年度に割り戻した実質額)である。

注2 可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。

注3 2046年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。

注4 標準報酬の上限は賞与が2回であると仮定して設定している。

注5 基礎年金の拠出期間は、現行制度(法改正後)では40年、追加試算②・③では45年とし、厚生年金の拠出期間はいずれも45年としている。

これまでの年金部会における主なご意見（マクロ経済スライドの調整期間の一致）

- ・ マクロ経済スライドにより基礎年金の給付水準がかなり下がっていく問題に対してどう手当てするのか、今後大きな問題になるのではないか。
- ・ 基礎年金・厚生年金のマクロ経済スライドの同時停止については、仮に高齢化率、人口減少、労働力人口の減少がそれほどはでなくても、令和元年財政検証のケースⅢでは、厚生年金のマクロ経済スライドは2025年には終わってしまう見込みとなっており、今回の部会でぜひ深い議論をすべき。
- ・ 基礎年金の調整期間は厚生年金の調整期間よりも長くなることを見込まれているが、なぜそうなるのかといった、改正が求められる背景について、専門家でない方も分かるように説明する必要がある。
- ・ 基礎年金水準の低下を防ぎ、所得再分配機能の低下を防ぐためには、マクロ経済スライドの調整期間を一致させる必要があるのではないか。
- ・ 調整期間の一致を行う際は、厚生年金と国民年金に共通する守るべき価値観や理念とは何なのかを考える必要がある。
- ・ マクロ経済スライドの調整期間の一致を行うと、所得再分配や国庫負担の水準を変えるだけでなく、世代間の再分配も行われる。この改正を行うと、基礎年金の水準が増えることで、多くの方にとって現行制度よりもトータルの年金受給額が増えることとなる。他方、報酬比例部分のマクロ経済スライドがより長期間行われることとなるため、2035年ごろまでに亡くなられる方にはマイナスの影響がある。
- ・ 2004年に導入したマクロ経済スライドによる世代間の痛み分けは、2004年当時の想定よりも、給付調整の開始が8年ほど遅れることとなった。このため、現在の年金の所得代替率は当時の想定より高くなっており、その分だけ、現役世代・将来世代の年金の所得代替率が2004年当時の想定より低くなる見込みとなっている。マクロ経済スライドの調整期間の一致は、2004年当時の想定に戻そうとする案と評価することもでき、大筋で賛成である。ただし、基礎年金の給付調整の長期化が生じた要因や改正による影響を分析する必要があるとともに、より大胆な適用拡大を進めるなど、他の手段がないのかも議論する必要がある。
- ・ 基礎年金の給付水準とそれに係る制度枠組みの検討について、現行制度は2004年の改正の枠組みに基づいて負担に上限を決め、給付を調整することで長期的な持続可能性を確保することを担保していて、次期改正の議論では給付の調整の方法をどうするかがポイントになると受け止めているが、現行制度の枠組みについて、特に基礎年金の給付調整や財政構造を巡る問題点が把握できない。問題点を分かりやすく、かつ、丁寧に示し、建設的な議論につなげるべきではないか。

これまでの年金部会における主なご意見（公的年金の役割）

- ・ 年金制度は、目の前の問題に対応しながらも、先を予測しながら改革していく必要がある。かじを切ってから効果が出るまでに大変時間がかかるため、ある程度先読みをしながら、給付の十分性と財政の持続可能性の担保をしていかなければいけない。
- ・ 公的年金は高齢者世帯の収入の6割以上を占めており、老後の生活の柱となっているため、あるべき公的年金制度を検討するに当たっては、給付の十分性を確保する視点が求められる。
- ・ 基礎年金は老後の基礎的部分を保障するものであり、基礎年金の給付水準の低下は、社会保険制度が発揮すべき防貧機能の低下や、厚生年金保険の所得再分配機能の低下につながり、第1号被保険者期間が長い人や、低賃金の厚生年金保険加入者ほど深刻な影響を受けやすい。
- ・ 制度の創設当初、基礎年金は、老後生活の基礎部分を保障するものという発想だったと考えられるが、2004年の改正を経て、現状では年金生活者支援給付金の額を合わせないと高齢者の基礎的な消費支出を満たすことができない状況にある。今後、単身者や非正規の方が増加し、基礎年金への依存度が高まると考えられる中で、マクロ経済スライドにより基礎年金の実質的価値が低下することになる場合、基礎年金の給付水準がこのままでよいのか、という問題意識を持っている。
- ・ 老後の生活を支える上で基礎年金の意義は重要であり、その意義を再定義して基礎年金を強化することが必要だが、拠出が十分でないと給付も十分になされないという社会保険の特徴に照らすと、社会保険による所得再分配には限界があり、その限界を超えて再分配させてしまうと、社会保険としての年金制度の本質を損ねるおそれがある。
- ・ 年金制度の世代間格差について、現在のような人口構造になることは制度設計時には考えていなかったと思うので、若者が置いていかれないような見直しをする議論も必要。若者の将来の年金をより引き上げるためにどうしていくかを考えていくことが大事ではないか。他方、高齢者の方の中でも貧困の人や年金だけでは生活が厳しい方もおり、世代間格差だけでなく世代内格差もあるため、幅広い可能性を考えることが必要。

これまでの年金部会における主なご意見（その他の高齢期と年金制度の関わり）

- ・ マクロ経済スライドは2014年まで機能していなかったが、その後の制度改正や物価の基調が変わったことにより、現在はおおむね機能している。マクロ経済スライドが機能する限りは世代間の公平性はそれほど大きな問題にならないが、再びデフレが長期継続する場合には、マクロ経済スライドが適用されず、現役世代・将来世代に痛みが押しつけられることになるので、マクロ経済スライドの名目下限措置は撤廃すべき。
- ・ 就職氷河期世代の年金受取見込額の推計をしてほしい。就職氷河期世代は、国民年金のみの期間が長い方が多いと考えられ、団塊ジュニア世代も含まれるため人数も多く、今後の年金政策を考える際に基礎資料として必要。
- ・ 年金制度を持続可能なものにするため、今余裕がある人の分はカットして、将来世代に回すことが重要ではないか。ただ、将来のために給付を抑えることや、負担増をお願いすることは、伝え方が難しい。一定以上の所得の方への課税の在り方をはじめ、給付の在り方について幅広く議論してはどうか。
- ・ 60歳以降に厚生年金の被保険者が拠出する保険料は、基礎年金拠出金の算定対象にはならず、厚生年金勘定にとどまる。高齢期の就労が厚生年金だけでなく国民年金との関係でも意味のある仕組みにする必要があり、基礎年金拠出金の算定方法を見直す必要があるのではないか。
- ・ 基礎年金の給付水準の低下について、マクロ経済スライドの調整期間の一致や拠出期間の延長は、あくまでも基礎年金の給付水準を引き上げるための選択肢の一つである。これらの選択肢に限定されることなく、更なる国庫負担割合の引上げにより、財政基盤を抜本的に強化した上で、基礎年金をマクロ経済スライドの対象から外す等、広い視点で議論すべき。

1. 在職老齢年金制度
2. 基礎年金の拠出期間延長
3. マクロ経済スライドの調整期間の一致
4. 年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金の概要

- 年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。【令和5年度基準額 年61,680円（月5,140円）】

高齢者への給付金(老齢年金生活者支援給付金)

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額※¹とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※²以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※¹ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

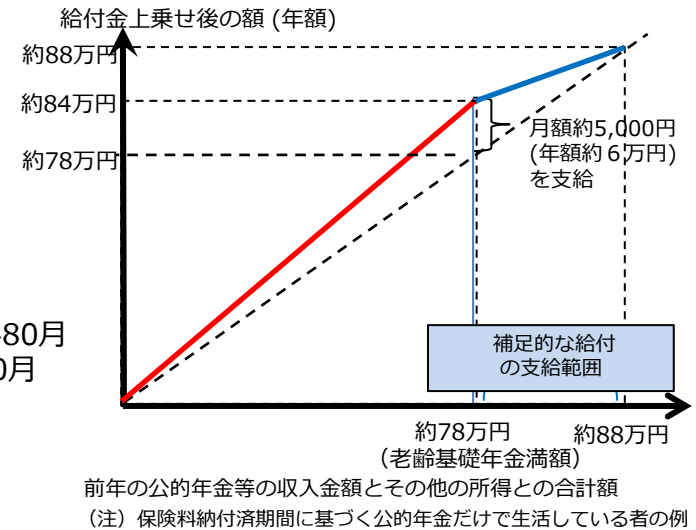
※² 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。令和5年10月以降は778,900円。

【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

- (1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝5,140円※³×保険料納付済期間（月数）/480月
- (2) 保険料免除期間に基づく額（月額）＝11,041円※⁴×保険料免除期間（月数）/480月

※³ 毎年度、物価変動に応じて改定。

※⁴ 令和5年度の新規裁定者の方（67歳以下の方）の例。
老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。
ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（5,520円）。



高齢者への給付金(補足的老齢年金生活者支援給付金)

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※⁵までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。
- ※⁵ 令和5年10月以降は878,900円。
- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

障害者や遺族への給付金(障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金)

【支給要件】

- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
- ② 前年の所得※⁶が、472万1,000円以下※⁷であること

※⁶ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※⁷ 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額。

- 【給付額】 障害等級2級の者及び遺族である者 … 5,140円※⁸（月額）
障害等級1級の者 … 6,425円※⁸（月額）

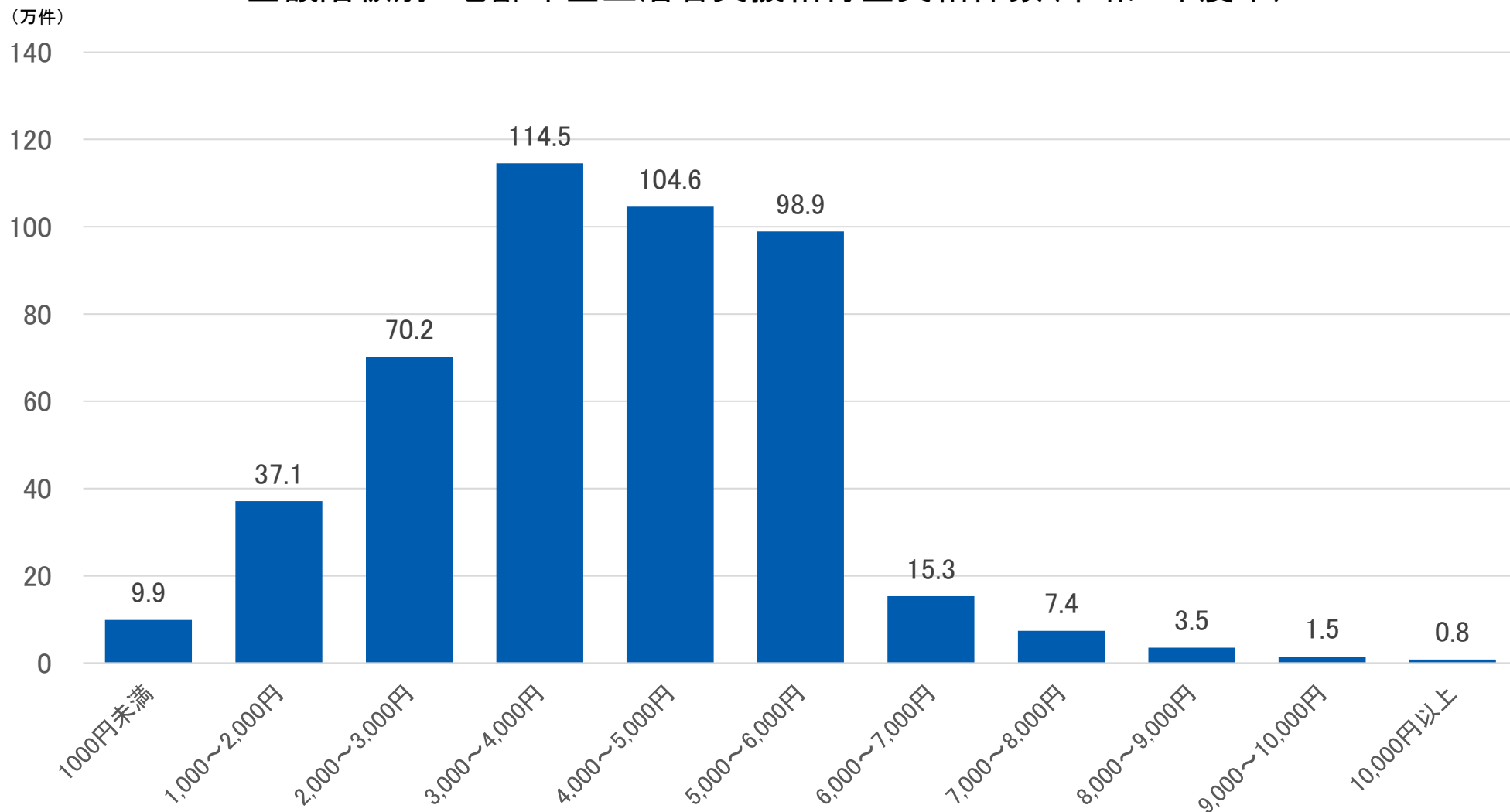
※⁸ 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

- ・施行日…令和元年10月1日
- ・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 …全額国庫負担（令和5年度予算額5,242億円）
- ・件数（令和4年3月）…老齢給付金463.7万件、補足的な老齢給付金99.2万件、障害給付金204.8万件、遺族給付金7.9万件
- ・その他…各給付金は非課税。

老齡年金生活者支援給付金の分布状況

金額階級別 老齡年金生活者支援給付金支給件数(令和3年度末)



出所:厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」

年金生活者支援給付金のこれまでの経緯

- 平成24年の社会保障・税一体改革大綱に基づき、政府が当初提出した年金機能強化法案では、年金制度の中で、低所得者に対する定額の年金加算を実施することとしていた。
- しかし、法案審議の過程で、
 - ✓ 定額給付は、保険料納めてきた人との公平性を欠く・保険料納付のインセンティブを損なう
 - ✓ 年金制度は納付実績に応じて年金が支給されることが原則であるところ、低所得者に対する定額の年金加算は、納付実績に基づかない給付であることから、社会保険方式になじまない等の指摘がなされたことから、この定額の年金加算については法案から削除され、新たに年金制度の枠外で、月額5,000円の保険料納付済期間に比例した福祉的な給付とし、その財源は、消費税を10%に引き上げた時に増加する消費税収を活用することで、民主、自民、公明三党の合意（三党合意）が得られ、年金生活者支援給付金制度が創設された。
- 令和元年10月1日に施行されたこの年金生活者支援給付金については、法律の検討規定や令和2年年金制度改正法の附帯決議により、低所得高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況、老齢基礎年金の満額の水準等を勘案して、総合的に検討を加えることとされている。

<参考1> 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）の検討規定、財源確保規定

附 則

（検討）

第三条 年金生活者支援給付金の額その他の事項については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況及び国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討が加えられ、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（財源の確保）

第四条 年金生活者支援給付金の支給に要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

<参考2> 令和2年年金改正法の附帯決議

○衆議院厚生労働委員会（令和2年5月8日）

八 年金生活者支援給付金の額その他の事項については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況及び老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討すること。

○参議院厚生労働委員会（令和2年5月28日）

十一 年金生活者支援給付金の在り方については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況、老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討すること。

(参考) 年金生活者支援給付金 制度創設から施行までの経緯

社会保障・税一体改革大綱 (平成24年2月)

- ・ 低所得の年金受給者への加算
- ・ 高所得者の年金給付の見直し (高所得者の老齢基礎年金の国庫負担相当額を対象とした支給停止 (クローバック))



政府 (民主党政権) 提出の年金機能強化法案 (平成24年3月)

【低所得者等の年金額の加算】

- ・ 年金法の中での福祉的な加算
- ・ 月6,000円の**定額加算**
- ・ 免除期間を有する者には、期間に応じ別途加算
- ・ 財源6,300億円

【高所得者に対する年金額の調整(クローバック)】

- ・ 所得550万円を超える場合に、基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円以上の場合、基礎年金額の半額 (国庫負担分) を支給停止。
- ・ クローバックにより生じた財源 (700億円) は年金加算に活用

【国会審議・三党協議】

- ・ 定額給付・クローバックは保険料納付インセンティブを損ない、社会保険方式になじまない。 (自民・公明)

【三党合意 (平成24年6月)】

- ・ 低所得高齢者への給付は、基準額 (月額5千円を基本) を定めた上で保険料納付済み期間に応じて決定。
- ・ 所得の逆転を生じさせないよう、一定範囲の者に対しても**補足的な給付**を行う。
- ・ 高所得者の年金額調整の規定は削除。 等



年金生活者支援給付金法 (平成24年11月成立)

【年金生活者支援給付金】

- ・ 年金法の外の福祉的給付、
- ・ 基準額**月5,000円**の**納付期間に比例した加算**
- ・ 所得の逆転防止のための措置 (**補足的な給付**)
- ・ 財源5,600億円 (法案提出当時)
- ・ **消費税率10%への引上げの日※ (令和元年10月1日) に施行**



年金機能強化法 (平成24年8月成立)

【高所得者に対する年金額の調整】

- **削除** (附則に検討規定)
- ・ その他、受給資格期間の短縮 (25年→10年) 等は政府案のまま成立。
- ・ 平成28年の年金機能強化法改正法により、受給資格期間の短縮の施行期日は、消費税率10%への引上げの日※から、平成29年8月1日に改正。

※ 消費税率10%への引上げの日については、2度延期されている。(平成27年10月1日→平成29年4月1日→令和元年10月1日)

これまでの年金部会における主なご意見（年金生活者支援給付金）

- ・ 基礎年金は何を保障するものなのかを改めて整理した上で、年金生活者支援給付金も視野に入れながら、所得再分配機能の強化について検討する必要がある。
- ・ 免除・猶予の適用を受ける第1号被保険者や、非正規雇用の期間が長い団塊ジュニア世代は、将来低年金になる可能性が高いことを踏まえ、年金生活者支援給付金の在り方の検討や、厚生年金の適用拡大を急ぐことが必要。
- ・ 所得が低い方に対しては、基礎年金と年金生活者支援給付金の役割分担を検討する必要がある。
- ・ 年金生活者支援給付金は、防貧機能がしっかりと働いているのか検証が必要。所得再分配機能の強化の観点も踏まえ、給付額の増額、保険料を支払うことができなかった人への対応など、低所得者加算の在り方について検討すべき。